

# 別海町議会会議録

第3号(令和3年3月8日)

## ○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 3番 田村秀男 議員
- ② 13番 中村忠士 議員
- ③ 1番 宮越正人 議員
- ④ 5番 外山浩司 議員
- ⑤ 2番 横田保江 議員
- ⑥ 7番 木嶋悦寛 議員

## ○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 3番 田村秀男 議員
- ② 13番 中村忠士 議員
- ③ 1番 宮越正人 議員
- ④ 5番 外山浩司 議員
- ⑤ 2番 横田保江 議員
- ⑥ 7番 木嶋悦寛 議員

## ○出席議員(16名)

1番 宮越正人	2番 横田保江
3番 田村秀男	4番 小椋哲也
5番 外山浩司	6番 大内省吾
7番 木嶋悦寛	8番 松壽孝雄
9番 今西和雄	10番 小林敏之
11番 瀧川榮子	12番 松原政勝
13番 中村忠士	14番 佐藤初雄
副議長 15番 戸田憲悦	議長 16番 西原浩

## ○欠席議員(0名)

## ○出席説明員

町長 曾根興三 副町長 佐藤次春

教 育 長 登 藤 和 哉  
 福 祉 部 長 今 野 健 一  
 建 設 水 道 部 長 山 岸 英 一  
 病 院 事 務 長 大 槻 祐 二  
 農 業 委 員 會 事 務 局 長 中 村 公 一  
 監 査 委 員 會 事 務 局 長 小 林 由 治  
 福 祉 部 次 長 青 柳 茂  
 建 設 水 道 部 次 長 伊 藤 一 成  
 總 務 課 長 佐々木 栄 典  
 財 政 課 長 寺 尾 真 太 郎  
 防 災 交 通 課 長 麻 郷 地 聡  
 尾 岱 沼 支 所 長 他 福 原 義 人  
 介 護 支 援 課 長 千 葉 宏  
 保 健 課 長 他 干 場 富 夫  
 水 産 み どり 課 長 小 湊 昌 博  
 管 理 課 長 伊 藤 一 成  
 指 導 参 事 根 本 涉  
 学 校 教 育 課 長 入 倉 伸 頭  
 中 央 公 民 館 長 内 山 宏

總 務 部 長 浦 山 吉 人  
 産 業 振 興 部 長 門 脇 芳 則  
 教 育 部 長 山 田 一 志  
 会 計 管 理 者 阿 部 美 幸  
 選 挙 管 理 委 員 會 書 記 長 佐々木 栄 典  
 總 務 部 次 長 佐々木 栄 典  
 産 業 振 興 部 次 長 小 湊 昌 博  
 教 育 部 次 長 石 川 誠  
 總 合 政 策 課 長 三 戸 俊 人  
 税 務 課 長 伊 藤 輝 幸  
 西 春 別 支 所 長 他 田 村 康 行  
 福 祉 課 長 干 場 み ゆ き  
 町 民 課 長 青 柳 茂  
 農 政 課 長 小 野 武 史  
 商 工 観 光 課 長 田 畑 直 樹  
 上 下 水 道 課 長 外 石 昭 博  
 学 務 課 長 他 宮 本 栄 一  
 生 涯 学 習 課 長 他 石 川 誠

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実 主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

10番 小 林 敏 之  
 12番 松 原 政 勝

11番 瀧 川 榮 子

---

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。  
ただいまから5日目の会議を開きます。  
ただいま出席している議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。  
10番小林議員。  
○10番（小林敏之君） はい。  
○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。  
○11番（瀧川榮子君） はい。  
○議長（西原 浩君） 12番松原議員。  
○12番（松原政勝君） はい。  
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

---

◎日程第2 一般質問

- 議長（西原 浩君） 日程第2 一般質問を行います。  
発言に入る前に申し上げます。  
質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。  
質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
初めに、3番田村秀男議員、質問者席にお着き願います。  
○3番（田村秀男君） はい。  
○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。  
○3番（田村秀男君） はい、議長。  
○議長（西原 浩君） 3番田村議員。  
○3番（田村秀男君） 通告に従い一般質問を行います。  
タイトルは、「森林の多面的機能で温暖化防止」です。  
日本は、国土の約7割が森林に覆われた世界有数の森林国で、日本人は、古くから森の恵みを受けて生活してきました。  
森林は、資源としての木材生産やきのこなどの林産物を生産する場となっています。  
また、土砂災害なども防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源涵養機能、生物多様性の保全など、私たちが安全で快適な生活を送るために欠かせない多くの環境保全機能を果たしています。  
そして、温暖化が課題となっている現在では、森林が二酸化炭素を吸収、固定、貯蔵することによる地球温暖化防止機能が、大きな役割を担っています。  
森林は様々な機能を持っているため、これを森林の持つ多面的機能と呼んでおり、この

機能により私たちは様々な恩恵を受けているため、公益的機能とも呼ばれています。

その森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、2019年度から森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

本町は、総面積の約3割が森林となっています。

この大切な資源を守りつなげるため、「伐って、使って、また植える」森林資源の循環的利用を推進していくことが、必要不可欠と認識しています。

そこで、森林環境譲与税の有効活用を含め、本町の森林整備の実態、「森林ビジョン」の策定について、以下の5点にわたり質問します。

1点目でございます。

森林環境の保全について、町有林・私有林の現況と計画的な整備促進の考え方を伺います。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい。

お答えします。

本町には、国有林1万473ヘクタール、道有林2,171ヘクタール、町有林7,138ヘクタール、私有林1万9,056ヘクタール、合計で3万8,838ヘクタールの森林があり、総面積の29%を占めています。

本町では、北海道が策定している地域森林整備計画に即し、平成29年度から10年間の期間として、町有林及び私有林を計画的に整備及び保全していくために、森林法第10条に基づき「別海町森林整備計画」を策定しています。

本計画は、5年ごとに10年間の計画を策定するものですが、森林整備の基本方針や森林の整備、森林の保護等に関する基本事項などを定めているところです。

また、本計画の中には、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的に、森林法第11条に基づく森林経営計画の作成を推進しています。

この計画は、森林所有者または森林所有者から委託を受けた者が計画を作成することとなり、町有林については、町が5年間における造林、下刈り、間伐及び皆伐等の具体的な計画を作成し、森林施業を効果的及び効率的に進めています。

また、私有林につきましては、森林組合等施業者が森林所有者から委託を受け、森林経営計画を作成し、森林施業を進めているところです。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ただいま、町有林とそれから民有林の現況と計画的な整備促進の考え方を御答弁いただきました。

そうしますと、森林の整備は、北海道の地域森林計画に示された指針だとか、基準等に基づいて策定する別海町の森林整備計画、それと5年間の経営管理計画、これに基づいて施業をしていくということを確認いたしました。

再度、森林の現況について伺います。

この別海町の森林整備計画を見ますと、町有林、民有林では、林齢が35年生以下の若い林分が半分以上、61%ぐらい占めているというふうに計画に書かれています。

木の種類、針葉樹、広葉樹だとか、そういう樹種によって標準伐期齢の違いがあると思いますが、伐期を迎える割合、アバウトでよいのですけれども、どのぐらい程度伐期を迎える森林があるか把握されていたらお願いします。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい。

お答えします。

森林整備計画において、樹種別の流木の標準伐期齢を人工林と天然林ごとに定めています。

人工林であれば、樹種ごとに定め、本町の主の樹種でありますカラマツが30年生としているところです。

また、天然林であれば、針葉樹・広葉樹で分け、例えば、針葉樹であれば60年生と定めているところです。

本町の町有林7,138ヘクタールのうちで今年度伐期を迎える面積は、3,286ヘクタール、割合は約46%となります。

また、私有林は、1万9,056ヘクタールのうちで今年度伐期を迎える面積は、4,331ヘクタールで、割合は約23%になるところです。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、分かりました。

それでは、また再度ちょっとお聞きしますけれども、別海町は、国有林と道有林、それと町有林と私有林を含めて、計画上では3万8,838ヘクタールというふうに書かれていますけれども、このうちで結構伐期が来ている率が多いんですけれども、森林の多面的機能を発揮できる林齢というのは、当然、針葉樹とか広葉樹、樹種によって違いはあると思いますけれども、だいたい何齢級から十分発揮できるとお考えでしょうか。

それと、そういう十分発揮できる森林の林分の割合はどの程度か把握していれば、アバウトでよいですけれどもお知らせください。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい。

お答えします。

まず、御質問の林級について、林齢5年ごとに1齢級として計算していますが、分かりやすく、林齢で何年生という形でお答えさせていただきます。

多面的機能を十分に発揮するという具体的な林齢につきましては、北海道に問合せしたところ、道でも具体的な取決めはしていないという回答を得ております。

本町のこれまでの状況を見ますと、本町の主要木でありますカラマツを例としてお答えしますと、生物多様性、レクリエーションなどの健康・保健機能につきましては、植林した段階から発揮されるものと考えており、また、防風や防霧などにつきましては、幹や枝や葉が旺盛になり始める20年生前後から伐期である50年生前後と考えております。

その割合は、カラマツ全体の約33%と考えております。

さらに、水源涵養や土砂の保全機能を発揮できるのは、根の張りが安定し始めます10

年生前後から伐期であります50年生を前後と考えているところです。

割合につきましては、カラマツ全体の44%となります。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 今お聞きしますと、森林の多面的機能を発揮する林分といいますかね、それが3割から4割あると、そういう回答ですね。

そうしますと、私たちは、森林の多面的機能により様々な恩恵を受けています。

森林環境保全整備事業、令和2年度も、町も森林組合も実施していますけれども、こういう事業によって特に利益を受ける者に対し、別海町森林環境保全整備事業分担金徴収条例というのを定めていると思うんです。

その条例で、そういう恩恵を受ける者は分担金を徴収されるというか、そういう決まりですが、これについて特に利益を受けている人っていうのがいるのかどうかね。

それと、今後、こんだけ3割、4割、多面的機能の恩恵を受けるんですから、その点は、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（西原 浩君） 田村議員、ちょっと通告にない詳しい再質問というふうに判断いたしますので、次の質問に移るか再質問を工夫するか、どちらかにしていただきたいんですけど、どうですか。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） それでは、別海町では、多面的機能の恩恵を受けるような分担金を取っているか取っていないかはどうでしょうか。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい。

お答えします。

田村議員から御質問のありました分担金につきましては、町としては徴収しておりません。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） それでは、2点目に移ります。

2024年度から1人年額1,000円の森林環境税が賦課、徴収されますけれども、本町では、課税者をどの程度見込まれているか。

また、森林環境譲与税のほうは、2019年度では5,755千円の実績に対し、これだんだん増えていくと思うんですけれども、2024年度ではどの程度の増額を見込み、この財源をどのように効果的に活用する考えであるかを伺います。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） お答えします。

森林環境税につきましては、国の試算で、2024年度、これは令和6年度になりますが、その年から1人年額1,000円を個人住民税均等割に加算し、600億円程度と試

算しているところでございます。

本町としては、令和6年度の課税者を8,513人と見込んでいるところで。

次に、町の歳入となる森林環境譲与税の見込みにつきましては、制度が始まった令和元年度が575万5,000円、令和2年度から令和3年度が1,223万円、令和4年度から令和5年度が1,582万7,000円となり、質問にあります森林環境税が賦課されます令和6年度以降には1,942万4,000円で推移するものと試算しておりますが、算定根拠である私有林、人工林面積や林業従事者数、人口が変更となれば、金額の増減も考えられます。

現在、国から示されている譲与税の用途としましては、私有林の整備に関する施策、人材の育成及び担い手の確保、木材の利用促進等、森林整備の促進に関する施策に必要な経費に充てることに限定されています。

規模の大きな森林整備事業を実施する場合、単年度の譲与税では財源が不足することが想定されていることから、本町を含め多くの市町村が基金に積み立てている状況です。

本町におきましては、令和元年度から実施している森林経営管理制度推進事業、河畔林整備事業、「北海道林業・木材産業人材育成支援協議会」への負担金のほか、令和3年度からは、実のなる木植栽事業、別海町植樹祭の実施の経費に充てる予定としております。

今後におきましても、北海道や近隣市町村と情報交換を行いながら、効果的な活用方法を検討し、事業を実施していきます。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 森林環境税の目的について今答弁ありましたけども、温室効果ガスの排出の削減の目標の達成だとか、災害防止等を図るため、それと地方財源を安定的に確保するということですのでけれども、国における試算では、年収約100万円以上の6,200万人から年間1人1,000円取って620億円を集めると、そして、それを譲与税として市町村に分配するということなんですけれども、今お聞きしますと、本町では、仮に年収100万円以上の人が8,513人いて、それに対して1,000円ですから、851万3,000円の森林環境税の税額が見込まれるということですね。

そうしますと、譲与税では1,800万円ぐらい試算されていますけれども、町と差引きすると、本町では850万円ぐらいの税金が森林環境税で賦課されて、譲与税で戻ってくるのは1,800万幾らですから、1,100万円ぐらい多くなると、そういうような理解でよろしいですか。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） お答えします。

先ほども述べましたとおり、あくまで国の試算に合わせ令和6年度で試算した結果、8,513人となるため、851万3,000円の税額が見込まれるということです。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） もう一つ再質問しますけれども、森林環境譲与税を効果的に活用する方法の1つに、町では別海町森林環境譲与税基金条例というのをつくっていますよ

ね。

それで、そこに積み立てたりしてはいますけれども、基金の積立ての目標とかですね、それから財源の使途だとか、処分計画について現時点での活用構想があれば、ちょっとお聞きします。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい。

お答えします。

現在、基金に積み立てている金額につきましては、森林経営管理制度に基づく意向調査等の事業に充当した残りを積み立てている状況です。

これは、今後、規模の大きな事業等を実施することを考え、単年度の譲与税額では財源が不足することが想定されることから基金に積み立てるものです。

そのため、今後の基金の処分の計画につきましては、他自治体で実施している森林環境譲与税の活用策などを参考に、本町に合った有効的、効果的な事業を考えまして実施していきたいと考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

それでは、3点目に移ります。

森林経営管理制度に基づく町の意向調査は、2019年度から100件程度進めていますけれども、今後の調査の件数の見込みと、それから経営管理が行われていない経営管理権集積計画の対象森林の見込みをちょっと伺います。

また、町に経営管理権が設定された森林が想定されると、それがどうかどうかちょっと伺います。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい。

お答えします。

今後の調査件数の見込みにつきましては、平成30年度に対象人数を726人と捉えて現在調査を進めており、令和元年度と本年度に100名ずつ調査しておりますので、残り526名となりますが、令和3年度からは年間200名を調査することで、当初予定していた7年間の調査期間を5年間に早めて実施する予定としているところです。

しかし、残りの526名につきましては、この間に離農や転居に伴う森林所有者の異動に伴い調査対象人数が若干変動していることから、調査時には減少するものと考えております。

経営管理が行われていない経営管理権集積計画の対象森林の見込みにつきましては、今後の意向調査で、所有者自身の考え方を聴き取る予定であり、現在は把握しておりません。

また、現在まで町が経営管理権を設定した森林につきましてもありません。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。



○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） そうしますと、森林経営管理計画に基づく意向調査の件数ですが、別海町の私有林の所有者は、不在村所有者も含めて、計画書では1,996人いるというふうに書かれていますね。

この所有者のうち、地域森林計画の対象林で経営管理が行われていない森林に限り意向調査をするということになりますと、先ほど答弁ありました森林所有者は何人いるかというと、1,996人中726人いるので、その726人に5カ年の整備計画で意向調査を進めていくと。

そういう理解でよろしいですか。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい。

お答えします。

議員の言われたとおり、意向調査の対象範囲につきましては、不在村所有者を含め、本町に所在する森林で経営計画に未参入かつ経営管理が一定期間行われていない森林について、今後の経営管理の意向調査しているところです。

対象人数は726人です。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、分かりました。

それでは、4点目に移ります。

町内主要7河川沿いの未立木地に両岸100メートル程度の幅で造林を計画する事前調査を2019年度で341.85ヘクタール実施していますけれども、所有者への植栽の可否の意向とか、それからOKが出た場合に、現地測量などの現状と今後のスケジュールが分かれば教えてください。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

令和元年度に実施した河畔林整備事前調査では、当幌川、春別川、床丹川、西別川、ポンヤウシュベツ川、ヤウシュベツ川及び風蓮川の7河川において、河畔林として植林が可能と考えられる未立木地の面積は、航空写真上などで341.85ヘクタールという結果になりました。

その後、対象地の所有者に河畔へ造林する意向調査をした結果、西別川及びポンヤウシュベツ川を除く5河川57.75ヘクタールの土地において、所有者から造林が可能であるとの回答を得たところでございます。

しかし、この57.75ヘクタールの大半は農地であることから、現在、関係部署と協議を進めているところではございますが、協議結果によっては造林可能面積が減るということも考えられるところでございます。

いずれにしましても、協議結果により、植林が可能な町有地と合わせて、条件が整い次第整備を進めていく予定としております。

以上でございます。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 今御答弁をもらいましたけれども、河畔林の事前調査は、空中写真、使用されていない民有地を抽出することになっていますよね。

そして、河川敷地や町有林にも調査しています。

今の答弁では、町有林だとか河川敷地ですか、これについては全てOKといたしますかね、造林することについては承諾がなされているでしょうか。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） 先ほども申し上げましたとおり、農地に関してはですね、手続等でかなりまだ時間がですね、かかるというようなところでございます。

町有地につきましてはですね、この森林環境譲与税を使った造林ができるかどうかちょっと定かではございませんが、今確認中ではございますが、おいおいですね、進めていきたい、造林を進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい、分かりました。

ちょっと気になったところがあるんですけども、別海町の森林整備計画では、主要5河川について、河川環境整備を目的とした広葉樹を主体的とした多様な樹種を整備するというふうに森林整備計画では書かれています。

だけれども、今回、森林環境譲与税を充当して進めた河畔林の造林事前調査において、主要7河川というふうに、また違いが出てきてますんで、河畔林整備の方針というのは、主要5河川なのか、それとも主要7河川なのかね、そこら辺はどのように考えていますか。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

別海町森林整備計画では、別海町の河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例に即してですね、主要5河川というふうにしてしておりますが、今回のこの事業に関しましては、風蓮湖に流入するですね、ヤウシュベツ川とポンヤウシュベツ川、この2河川を追加することですね、河畔林整備の地域を拡大できるというなことでですね、7河川ということで対象を広げて整備や調査をしたということでございます。

以上でございます。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） そうしますと、計画では主要5河川ということの整備を進めてきたけれども、実際、河畔林の両側100メートルを造林するに当たっては、2つの河川を含めたほうがより効果的といいますかね、実態に効果があると、そういう判断で進めたということですか。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議員おっしゃるとおり、そういうことでございます。  
以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） そういうことの認識でしたらですね、森林整備計画は毎年変更可能ですので、そういうふうに判断したのだったら、計画上にもそのようなことで変更してもらえると理解しやすいかなと思います。

それでは、5点目に移ります。

2020年度の行政執行方針の中では「別海町森林経営計画に基づき、森林環境譲与税を効果的に活用し、森林整備を推進する」と、町長が述べられています。

森林の多面的機能を発揮させるためには、森林率や基金への積立て目標を含め、町有林・私有林・河畔林の整備方針の構築、本町の地域性を生かした施業方法、基幹産業である農業、漁業などとの調和を図る方策など、総合的に推進する森林ビジョンが必要と考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 森林ビジョンにつきましては、全道及び全国的に見ても策定している自治体は非常に少ない。

現在策定を進めている町の森林整備計画に、森林整備の現状と課題、それから森林整備の基本方針、これらなどを将来の森林に関する方向性や基本とする方針がしっかりと記載されておりますことから、同計画はおおむね森林ビジョンと同等のものであると考えておりますので、現在のところ特に別にビジョンとして策定する予定はありません。

今後、各自治体の計画なども参考にしながら、森林整備計画の変更時に、必要に応じて内容の拡充を検討していきたいと考えております。

5年ごとに見直しますので、そのときにも取り組んでいきたいと考えております。

それから、森林譲与税、これの有効活用は、本当に必要なことで、いろいろ制限がありますが、木材の利用もその目的の1つにはなっているんですけども、私は、利用価値のない広葉樹等も環境のために大変必要なものだというふうに考えておりますので、そこら辺もしっかり取り組んでいかなければならないという思いもあります。

御理解よろしく申し上げます。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

今、町長のお考えをちょっとお聞きしましたけども、策定する気持ちはないといいますかね、全国的に少ないからやらないと、そういうようなことですが、一方で見直すといいますかね、そういう発言もありました。

また、森林整備計画上でそれらしきビジョンがあるんじゃないかと、そういうことなんですけども、私のちょっと考え方といいますかね、意見なんですけども、森林の重要性については、総合計画でもはっきりと「森林は、地域住民に安らぎを与え、心を豊かにするなど、人間性の回復に重要な役割を果たす」というふうに位置づけていますよね。

それから、人口ビジョンでは、「持続可能な環境の維持、豊かな自然を生かした観光資源の活用、地域を維持していくための防災体制など」というふうに、いずれも森林の多面

的機能に期待が寄せられている記載となっています。

それから、水道ビジョンの中でも、「長期的理想像を約50年先に見据え、森林の良質な水を育む水源涵養機能を重視しています」というふうに書いています。

さらに、別海町の環境保全対策には、日本で最初ですか、別海町畜産環境に関する条例で環境のことを定めています。

それから、別海町河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例までつくっています。

それと、もう一つは、「別海町地球温暖化対策実施計画」というふうにつくっています。

これらの環境保全対策には、森林の果たす役割は必要不可欠な存在となっています。

そこで、森林の多面的機能を発揮させるには、やはり長い年月といいますか、すぐ2年や3年ではできない仕組みになっています。

ぜひ、20年後あるいは50年後、森林のあるべき姿を想像する森林ビジョンを総合的な見地からですね、つくってほしいなという思いです。

2024年度からは、森林環境税が町民1人当たり1,000円賦課徴収されます。

それと、そういうことによって、町民の手で、この別海町の森林環境を保全して、持続可能なまちづくりと地球温暖化対策に貢献していると、そういうようなことが実感できるためにも、また、先ほど申し上げました各種計画の目標達成のためにも、森林ビジョンの策定がちょっと必要なのかなというふうに思いますけども、町長、再度このことについてはいかがですか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） ビジョン策定につきましては、現在町にある計画以外にまたつくらなきゃならないのかなと、そこら辺の必要性もありますんで、うちの計画の中にきちっとその将来展望なんかも取り込んでいかなきゃならないのかなというのも1つの方法だと思っています。

長期的にということはもちろん、先ほど次長のほうから答弁ありましたけども、針葉樹で成果が出るのは30年、広葉樹で60年かかるわけです。

長い目でそういった部分を含めなきゃならないし、また、保水力で1つ言えば、針葉樹より広葉樹のほうが10倍も保水力があると。

そういう樹種の特徴もありますんで、そういうことも含めて、そしてまた、農地からいかに河畔林に転用できるか、また、そのために測量をしてきちっと測ってやるとなると、これは施業費よりもずっと余計お金がかかる場合もありますんで、そこら辺も柔軟にどう対応できるかというようなこともしっかり議論していかなきゃならない課題だというふうに思っていますので、いろんな課題をしっかりと捉えて取り組んでいく、そういう姿勢で町政を担っていきたいと考えておりますので、御理解よろしくをお願いします。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 私は、別に800万円も1,000万円もかけてですね、また新たにですね、水道ビジョンというのをつくるということではなくてですね、そういうことで、森林整備計画上に、そういうふうに森林ビジョンに匹敵するようなことがあるのであればね、森林環境譲与税を使って普及啓発というのもできますのでね、その中でもパンフ

レットのなことでもよいですからね、そのことは周知、徹底したほうがよいのではないかなど。

そういう手もありますのでね、ぜひ今後考えていっていただきたいなと思います。

以上5点にわたり、別海町の森林の実態、現況、それから森林環境の保全、森林整備の考え方、それから森林ビジョンの必要性の見解を伺いましたけれども、さらに、今後議論を深める見解もごさいますけれども、森林環境譲与税は、間伐だとか、人材育成、担い手の確保、森林利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるっていうふうに法律で決まっていますのでね、適正な用途に使われているかどうかということ担保するためにも、この用途は全部公表しなきゃならない仕組みになっています。

それで、別海町の豊かな森林資源を循環的に利用するには、やはり「伐って、使って、また植える」と、こういうことが大事で、次の時代へつながり、持続可能な社会を構築していくと、私は強く信じていますので、よろしく願いいたします。

以上を述べて、私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で3番田村秀男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、13番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

1点目です。

「教育職員における一年単位の変形労働時間制」の導入についてであります。

昨年12月11日に、道議会において「教育職員における一年単位の変形労働時間制」（以下「変形労働時間制」といいます）に関わる道条例が可決されたことから、導入の判断は、各市町村教育委員会及び各学校によることになりました。

私は、昨年12月定例議会の一般質問で当町教育委員会の考え方などを質しましたが、その際、町教育委員会は、「令和3年度からの導入を検討している」と答弁しています。

釧根管内各市町村の状況を調べてみましたが、当町教育委員会のように令和3年度から導入を考えている教育委員会は、ごくまれです。

当制度を導入するには、幾つものハードルを越えなければなりません。

準備も大変です。

したがって、たとえ導入を考えているとしても準備の期間が必要であり、そのことから、近隣の多くの教育委員会は「令和3年度の導入は困難である」と判断したというのが実情ではないかと思えます。

私は、制度の賛否は別にしても、このコロナ禍にあって、令和3年度からいきなり導入することは難しいと考えるのが、この制度を理解している者の判断としては普通ではないかと思うわけですが、別海町教育委員会があえて令和3年度から導入するとした理由、根

拠について改めてお聞きします。

とりわけ、コロナ禍にあっても、先生や子供たちの健康を守り、子供たちの学習や友達との交流、遊びやスポーツ・文化活動をしっかり保障するため、学校現場における新型コロナウイルス感染対策に知恵も時間も割かなければならない状況の中で、新たな準備や体制整備、厳格な勤務管理を強いられる変形労働時間制導入をあえて優先する理由・根拠を明確にお答えください。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

私のほうからお答えをさせていただきます。

町教育委員会では、働き方改革の取組の1つとして、1年単位の変形労働時間制の導入を検討しておりますが、導入の時期については、令和2年9月に各学校へ実施しました意向調査の結果におきまして、令和3年度からの活用を検討している学校があったということから、令和3年度から導入を想定しておりました。

学校における働き方改革を行うためには多種多様な取組が必要であり、1年単位の変形労働時間制はその取組の1つとなることから、町教育委員会では、制度の活用を希望する学校がある場合に対応できるよう制度の導入を検討してきたところであります。

なお、令和2年9月以降、各学校において制度の検討を進めたところ、令和3年度からの活用を検討しておりました学校の意向が、令和4年度以降の活用というふうに変更となりました。

このことから、町教育委員会では、令和3年度も各学校への周知等を十分に行いまして、学校現場の意見や意向把握に努めながら、令和4年度以降の活用に向けた準備を進めることといたします。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

令和3年度からの導入がなくなったということで、この後もう質問しなくていいことになってしまうんですが、いろんなことを教育委員会として考えられてですね、熟慮された上で、こういう結論を出されたと思いますので、そのこと自体は尊重をいたしたいと思いますが、導入するという考え方に変わりはないっていうふうには受け取りましたのでね、今後、さまざまな件について、少し細かい点も含めてですね、今後ですね、6月議会だとか、あるいは9月議会でやりとりをさせていただければなと思います。

今日は、原則的なことだけにとどめて、質問を続けさせていただきたいと思います。

2点目の質問ですが、変形労働時間制を導入するためには、幾つかの条件があります。

そのうちの1つは、学校職場で、先生方に制度について周知し、先生方の意見をよく聴き、共通理解を図っていくということをしなければなりません。

しかし、今は、先ほども申し上げましたように、新型コロナウイルス感染対策のための周到な準備、体制づくり、先生方の意見交流、意思統一のために時間を取ることが最優先されなければなりません。

そのため、変形労働時間制についての周知等に十分時間が取れないという事態が生じることも考えられます。

それは、やむを得ないことです。

そうしたやむを得ない状況で、変形労働時間制についての周知等が十分行われない場合は、その学校における変形労働時間制の導入はできないし、するべきではないと考えますが、いかがですか。

教育長の見解を問います。

○教育長（登藤和哉君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをいたします。

この制度が成立するための条件であるいわゆる超過勤務時間の上限45時間が実行できない場合は、本制度を活用できないというふうに考えています。

また、これまで積み上げてきました教育姿勢について、業務の精選等の見直しを実施するためにはある程度の時間が必要であるというふうに認識しております。

さらに、制度の説明や意向確認についても時間が必要であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

十分な話し合いが行われていない場合は、いろんな事情の中で行われない場合に、導入はできないというふうに考えるかどうかというふうにお聞きしたんですが、時間がかかるって回答の裏にはそうであるということをお知らせのか知りませんが、はっきりした答えではなかったんで再度聞きます。

それは、導入できませんか。

○教育長（登藤和哉君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをいたします。

議員御存じのように、この制度は非常に複雑で、理解をするのに時間がかかるというところで校長先生なんかも、これを説明するに当たって、まず、我々が理解しなければならぬということから非常に時間がかかると。

当然これを各教員に説明する場合、それ以上の時間がかかるというふうな認識をしておりますので、全員が共通理解を得るというためには非常に時間がかかるというふうに考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

時間がかかるというのは分かりました。

それはそうだろうかと、私も思ってますが、十分な話し合い、職場での十分な理解、そういうものがなければ、これはできないというふうに、導入できないと道教委も言うてる、文科省も言っているわけですから、それはできませんね。

どうですか。

○教育長（登藤和哉君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをいたします。

何度も申し上げますが、この制度、非常に複雑であるということから時間がかかる、当然、理解できない場合は導入が困難であるという認識の意味合いで申し上げたものでございます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） それでは、3点目の質問入ります。

変形労働時間制導入に当たっては、時間外在校等時間、つまり超過勤務が45時間、または42時間以内であるかどうかを正確かつ客観的に把握できるかどうかの問題となります。

前回の議会では、タイムカードシステムによって把握すると回答していますが、具体的にどうするのかについては、時間の関係で聞けませんでした。

改めてお聞きしますが、タイムカードシステムで正確かつ客観的に45時間または42時間以内であることを把握し、それを証明する具体的方法をどう考えているか、根拠を含めて説明していただきたいと思います。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 私からお答えいたします。

別海町立学校における教職員の在校等時間の把握につきましては、ICカードですとか、またQRコードによる客観的な方法により行っているところです。

教職員は出勤及び退勤時にICカード等を利用して、システムが組み込まれた専用の共通パソコンに時刻を登録することというふうにしておりますので、学校では、教職員一人一人の正確な時間外在校等時間を把握することができます。

また、その在校等時間の集計から1月ごとの時間外在校等時間も把握をすることができるようになっております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

確認をしたいんですが、今説明があったことからですね、ちょっと確認したい内容があるんですが、ICカードあるいはQRコードを使ってというふうに説明がありましたけれど、私、肝心な点はですね、本人が打刻する、カードだと「ガチャン」と入れたりね、あるいは何かボタンを押すんだろうけど、そうじゃないみたいなカードでシステムに入るなりして時刻を記録するというこのようですから、本人が打刻するんだろうなというふうに理解をするわけですが、その点をちょっと確認したいと思います。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

お答えいたします。



いわゆるそのカードなんですけれども、基本的に一人一人に配給というか、渡せる、渡されるカード、これによって必ず本人が打刻するというふうになっておりまして、いわゆる代返というんですか、そういったことは運用上しないようにということで、それぞれ各学校を通じてですね、先生方には周知をしているというところです。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

身代わりが打刻するっていうことではないということは分かりましたが、正確あるいは客観的にですね、把握するためには、その本人のその打刻のし忘れがないか。

し忘れがないことが前提となっていくわけですが、打刻のし忘れがないというシステムなのか、その点を確認したいのと、それからもう一つですね、仕事の持ち帰りなどで形の上で超過勤務がないようにするということも起こり得ます。

これは、いわゆる自主的なものであっても、そういう形上、形の上で勤務、超過勤務がないというふうなことをどうやって防いでいくのか、あるいは、そういうことがないということをどうやって証明していくのか。

それからですね、自主的なそういう仕事の持ち帰りだけでなく、今全国的に起こってきている。

そういう実績がたくさんあるわけではないんだろうと思いますが、問題になっているのは、時短ハラスメントです。

これ、だんだん有名な言葉になってきているようですけど、要するに、管理する方がですね、自分の管理能力が問われているわけですから、今、全部成績になって表れ、その成績がついていくわけですから、一定のそういうプレッシャーの中で時短ハラスメントが起こると、起こっているという状況もあるわけです。

だから、そういう自主的な持ち帰りだとか時短ハラスメントがない中での超過勤務時間45時間以内だということをきちっと証明できるのかどうかということについて確認をしたいと思います。

○議長（西原 浩君） 中村議員。

1問ずつ質問して、あまり上乘せすると答弁も大変ですので、1問ずつ分けて質問していただいたほうが、分かりやすくなると思うんですが。

○13番（中村忠士君） 分かりました。

○議長（西原 浩君） 今のはお受けします。

○13番（中村忠士君） よろしくお願ひします。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育部長（山田一志君） お答えをいたします。

1つ目、打刻の確認についてなんですけれども、いわゆる打刻漏れのないようにですね、各学校によってですね、対応の若干違いはあるんですが、事務の職員であったり、教頭のほうがですね、その打刻の漏れがないかどうかという確認を定期的に行っております。

それともう一点、業務の持ち帰りの話なんですけど、当然、上限時間を守るというような目的ですね、自宅に業務を持ち帰るといふようなことはあってはならないことというふう

に考えております。

教育委員会としましても、その業務の持ち帰りがないう、当然学校を通じてですね、周知をするとともに、必要に応じまして実態把握等の取組、そういったものも行っていききたいというふうに考えております。

また、時短ハラスメントにつきましては、今のところそういった実例と申しますか、先生方のそういう御相談だとか、そういったものは、ちょっと教育委員会のほうには声が届いていないという状況でございます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

討論の余地がある部分かなと思うんですが、今後やっていきましょう。

今の時点でないと、どうしても聞けないとか、聞いておかなければいけないということで質問しますが、正確にね、勤務状況を把握するということに関してですね、タイムカードを使っているということの関連でちょっとお聞きするんですが、令和4年度に導入するというふうになるとするとですよ、令和3年度1年間の勤務状況が正確かつ客観的に把握できなければならないと思うんですよ。

条件は整うんだろうかな、つまり全校にタイムカードシステムが整う部分だろうかな、一部整えるということなのかな、そこら辺ちょっと確認をしたいと思います。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 令和2年の4月以降にですね、全ての学校に勤務時間の打刻のシステムというものは、導入されている種類がたしか2種類あったかと思うんですが、それぞれシステムとしては既に整備されておりますので、正確な時間の確認、これを行っているというふうに判断をしているところです。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ちょっと現状認識について、ちょっと違いがありますので今後やっていきたいと思います。

4点目の質問に入ります。

制度導入の前提について、文部科学省の「導入の手引き」には、「本制度の導入により育児や介護を行う者等の配慮を要する者にまで一律に適用されたりすることがあってはなりません」と明記されています。

本年1月19日に行われた職員団体の交渉の場で、道教委は、「本制度の適用に当たって配慮が必要と考えられる教育職員についても、校長は、対話を行い、個々の事情をよく酌み取ることが必要であり、本制度を教育職員に対し一方的に適用するものではない」とし、さらに、1月25日の交渉でも、「本制度は、教育職員に一律に適用されるものではなく、選択的に活用されるものである」と回答しています。

また、19日の交渉において、「割り振りを定めた場合は、当該職員に対し速やかにその旨を通知することとなるが、円滑な学校運営を図る観点から、職員の勤務時間について校内で共有することは大切なことであると考えている」と回答しています。

これらの経緯を踏まえ、町教育委員会として、①校長は、教職員との対話を重視し、個々の事情を酌み取ることに最大限の努力をすること、②教職員に対し、一律、一方的に本制度を適用することがないようにすること、③割り振りを定めた場合は、当該職員だけでなく職場全体の共通認識にすることの3点を周知、徹底し、その実行を点検する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

教育長の見解をお聞きします。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） お答えをいたします。

本制度は、校長が各教職員と話し合い、育児や介護を行うもの等について配慮するなど、個々の事情を酌み取りながら対象者を決定するものであり、全ての教職員に画一的に適用するというものではありません。

また、制度上、当該職員だけではなく職場全体で共通認識することとされていることから、各校長がその対応をすることになるというふうになります。

なお、本制度を導入した学校に対し、必要に応じ教育委員会職員が出向いて、校長が講ずべき措置が適切に行われているかどうか等について確認が必要であるというふうを考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

4番目についてはおおむね共通理解が図られているものと理解をいたしました。

5点目に行きます。

各学校における変形労働時間制導入については、勤務条件に関する事項であり、各学校長の権限に属する事項であることから、職場における職員団体等からの交渉の申入れがあった場合、校長がこれに応ずるべき地位にあるものと考えますが、いかがですか。

教育長の見解をお聞きします。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

サービスを監督するのは教育委員会というふうに認識しております。

令和2年第4回定例会一般質問で私のほうから答弁をしておりますが、「職員団体からの勤務条件に関する交渉については受け入れる」というふうな答弁をしております。

また、学校長が対応するケースについては、申入れや要請というふうに受け止めており、これまで、町内の3校で職員団体から校長会への申入れがあったというふうに確認をしております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

交渉、要請、申入れって、いろんな言葉上のものがありますけれども、実際にも申入れを受け入れているという実例があるというお話でしたから、それは、申入れがあった場合

は応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

お答えをいたします。

先ほどちょっと申し述べたんですが、3校について、そのような要請があったことからやっているということから、校長先生は、丁寧な説明を心がけるという観点から、そういうケースもあり得るというふうに思っております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

それでは、大きな2点目に入ります。

大きな2点目であります。

「新型コロナ感染症対策について」であります。

我が国における新型コロナウイルスの感染が確認されてから1年以上が過ぎました。別海町民を含め全国民が、感染拡大を食い止めるため努力を続けているところです。

とりわけ、医療に携わる方々は、大変な苦労を強いられています。

また、福祉、介護、教育に関わる方々も、かつてない様々な困難を抱えながら工夫と努力を続けておられます。

そうした方々に対し、心からの敬意と感謝を表すものです。

感染拡大の第3波における新規確認感染者数は、今年1月8日の7,949人をピークに減少してきていますが、1日の死者数は、変動があるものの、60～70人前後で推移しており、2月22日現在、これは、通告するぎりぎりのときでしたので、2月22日現在の累計数は、7,500人を超えています。

北海道においても感染者数は減少傾向にありますが、完全な抑え込みには至っておらず、決して安心できる状況にはなっていません。

根室管内の感染者は少ない数にとどまっていますが、釧路管内では、感染者の累計は、2月22日現在314人となっており、特に今年に入ってから感染が増えてきているという傾向が見受けられます。

12月議会においても、新型コロナ感染対策について論議があったところですが、現段階で特に力を入れるべきと考える3点について質問をします。

1点目です。

PCR検査についての質問です。

昨年12月議会において、複数の議員がPCR検査を含めた検査体制の整備について一般質問で質問していますが、町側の答弁は、「発熱など、症状がある場合対応するが、無症状の人を含めた検査体制は考えていない」ということでした。

新型コロナの特徴の1つは、感染しても無症状であることがまれではなく、そうした無症状の感染者によって感染拡大が進んでいくということにあると言われております。

多くの専門家が指摘しているのは、無症状感染者をいち早く把握し保護することが感染拡大を抑える1つの鍵になっているということです。

とりわけ、感染クラスターの起こるリスクが高く、一旦クラスターが起こると深刻な状

況になる医療・介護・福祉施設でのPCR検査が重要かつ急務だという指摘です。

根室市では、1月12日の根室市新型コロナ対策本部で、医療・介護・福祉・保健施設などに従事する1,500人に対する公費負担によるPCR検査を決め、直ちに実施しています。

また、釧路市では、市内の高齢者・障がい者施設で働く職員5,500人を対象にPCR検査を公費負担で実施する方針を1月末に決めています。

さらに、中標津町においては、介護福祉施設で働く職員や入所者750人を対象に抗原検査を公費で実施することを2月18日の臨時町議会で決定しています。

前述の12月議会一般質問で、町は、「無症状の人を含めた検査体制は考えていない」とする一方、「今後の検査実施体制の整備に当たり調査を進めていく」とも答弁しています。

その後、調査・検討をどのようにされたかお聞きするとともに、根室市、釧路市が決断したように、まず、医療・介護・福祉・保健施設などに従事する方々に対し公費によるPCR検査を実施する考えはないか、お聞きします。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

新型コロナウイルスに感染をしていないかを任意で調べる検査の実施につきましては、その判断に当たり、これまで町立別海病院や町老人保健施設で医療に携わる医師に専門の見地からの意見を聞いています。

その中では、新型コロナウイルス感染症の感染状況は地域によって差があり、地域の状況を見極めながら実施の必要性について判断をすべきであるとの回答を得ています。

町では、それらの意見を踏まえ、「感染経路が不明な新型コロナウイルス感染症感染者が町内で複数発生し、近隣の市や町などでも相当数の感染者が発生している状況にある場合に、町内の医療機関・高齢者施設・障がい者関連施設の従事者及びそれらの施設に日頃から出入りする機会の多い委託事業者の職員を対象にPCR検査を行うこととする」という実施基準を定め、その状況に至ったと判断した際に任意の検査に取り組むこととしています。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 12月議会から見ると、一定の変化っていうか、前進というか、積極的になってきているというふうに理解をするところです。

ただ、釧路市や根室市のようなPCR検査体制をしくという話にはなかなかかならないのかなというふうに思います。

専門のお医者さん等の、あるいは職場の意見もあるのかな、そういうことを広く聴いての御判断だと思いますのでね、全く駄目だというふうにはならないのかなというふうに思いますけれども、ぜひ根室市、特に釧路市のように、わっと広がっているっていう状況じゃないのに、根室市ではPCR検査を職員に対して行うというふうに決まった経緯もあるわけですから、そういうものを、ぜひ検討していただいてですね、別海町で今後どうするかっていうことをさらに検討していただきたいというふうに思います。

ちょっと意見がありますけどね、ちょっと譲ってですね、今、部長がおっしゃられた基

準でやるというふうにするとしてもですね、ちょっとお聞きしたいんですが、町が町で、複数の経路がはっきりしない感染者が発生している状況、近隣で相当数が発生している状況というふうな条件の中では「やる」というお話でしたけれども、仮にですね、そういう状況が明日起こらないとも限らないわけですよ、あるいは3日後に起こるかもしれない、そういうふうになったときに、すぐにこのPCR検査を実施する体制っていうのはできているのでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 先ほど、「一定の基準に達した場合にPCR検査を行う」というふうな形で申し上げましたけれども、その基準というのは、別海病院で定めるいわゆる新型コロナウイルス対策業務継続マニュアル、これで定める一定のステージを参考に基準を設定しているものでございます。

このような状況に、議員おっしゃられるように明日ならないとも限らない、そういうような状況があることももちろん否定できることでも回避できるものでもないと思います。

町で具体的にPCR検査を行う方法っていうのは、今想定しているのは、ほかの自治体が行っているものと同じですけれども、民間会社が提供するPCR検査キットにより実施することというふうにいたしております。

これは、そのような判断をする際に、当然先ほど申し上げましたように、「医師の判断に従う」あるいは「医師の意見を聞きながら」というような形で状況判断した下に行うこととなりますけれども、その中で、民間会社等の問合せの中で判断をして、実際に、そのキットを用意して行うまでの実施期間というのは、3日ないし7日ぐらいという時間は想定されるところでございますけれども、そういう中で実施していくという想定で計画しているところでございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） それは、もう準備できているっていうふうに理解してよろしいのでしょうか。

その点、ちょっと入る前だったものですから、明日起こるかもしれない、普通に発注してもすぐに来るっていうのは、業者との関係があるから、「明日起こりました」「明後日やります」というふうにはならないというふうに理解しますけどね、「準備ができていますのか」「すぐにやる準備ができていますのか」ということをお聞きしました。

その点を確認したいのと、マニュアルはできているのかっていうこともさらにお聞きしたいと思います。

○総務部長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 先ほど申し上げました実施基準に基づいて行うということの中で、日程のほうも含めて先ほど申し上げましたけれども、そういう形で実施をする民間会社と協議というか確認を行っているということでございます。

ただ、そのキットをあらかじめ例えば何百人分も用意してっていうことについては、使用期限であったり、あるいは受け取ってから送付するまでの期間ということが、推奨期間というものが想定されているので、そういう事態になるかということが想定されない中で、あらかじめ「たくさん購入をして」という状況にはないけれども、そういう形の中で

実施するという準備は確認をしているところでございます。

ちなみに、対象人数につきましては、病院関係者あるいは福祉サービス事業者合わせて650人ほどを想定しているところでございます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

タイムラグが起らないようにね、俊敏だよと。

マニュアルができていないかということについて、ちょっとお答えがなかったと思うので、それは、もうマニュアル作らないと駄目ですよ。

もうできてないと駄目ですよね。

ちょっとその点が漏れていましたので確認をしたいと思います。

どうですか。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 実施計画基準を設けているということで、つまびらかなマニュアルというものではございませんけれども、そういう形で用意しているということでございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

時間がないのでね、後手に回らないように、提案のマニュアルは、直ちにつくるべきだということを申し上げておきたいと思います。

2番目の質問に入ります。

2点目、ワクチン接種についてです。

厚生労働省は、1月25日、自治体説明会を開催しています。

その会議資料では、1月から2月にかけて医療機関との調整を図り、2月下旬から、まず医療従事者向けのワクチン接種を、さらに4月から高齢者向けの接種を行っていくというスケジュールのイメージを打ち出しています。

根室市では、2月1日、新型コロナウイルスワクチン接種対策監を設置し、8日にはワクチン接種対策室を新設して、市民のワクチン接種に関連する業務を本格化させています。

別海町においても、1月14日の第13回新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡会議において「ワクチン接種について」を議題として協議をしています。

このときの協議内容を含め、これまでの庁内における新型コロナワクチン接種に関わる協議の経過、協議の概要をお知らせください。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

第13回新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡会議の議題「ワクチン接種」に関する内容は、ワクチン接種が国の法整備により実施されることや、接種体制の概要及び準備スケジュール等を国から示された資料により所管が説明し、今後町が主体となり実施するワ

ワクチン接種について、その体制の確保及び円滑に進めるための共通理解と連携・協力体制の確認を行った内容となります。

これまでの役場庁内における協議ですが、その多くは、町立別海病院との協議で、医師・看護師の派遣や接種スケジュール及び接種を行う際の運営体制の確保が主な内容となります。

その他、ワクチン接種時の安全対策に関して、別海消防署との協力体制についての協議や管内1市4町による意見交換会の開催など、様々な協議を重ねてきたところです。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

3点目の質問に入ります。

同じくワクチン接種についてであります。今回のワクチン接種については、複雑な要素が絡み合い、国の方針も定まらないところがあるばかりでなく、地方自治体としては初めての経験でもあり、難しい課題となっています。

別海町において最も大きな課題となっているものが何であり、それをどう解決しようとしているか、現在の町の考え方並びに町におけるワクチン接種に関する準備の状況、体制の確立状況がどこまで達しているのかお聞きします。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

ワクチン接種に関し最も大きな課題は、国からのワクチン供給の時期や量が明確に示されず、接種スケジュールや人員確保も含めた接種体制を確定することができないことです。

このため、町では、どのようなワクチン供給量にも対応できるよう想定される実施体制を確保するため、国の動向に注視するとともに別海病院や消防署など関係機関と情報連携を密にし、早めの対応によりワクチン接種が円滑に実施できるよう準備を進めていきます。

ワクチン接種に関する主な準備及び体制の確立状況については、別海病院及び診療所、別海消防署や所管を超えた役場庁内協力体制の下、準備を進めています。

ワクチン接種は、町民の利便性を考え広域的に行うこととし、町内3カ所に特設会場を設けた集団接種のほか、町立別海病院内での個別接種の実施についても、現在病院と協議を行っているところです。

また、接種後の副反応に対する救急処置や搬送が必要となった際の対応については、消防職員の派遣と救急車の会場への配備等、別海消防署の協力を得て対応できる見込みとなっています。

そのほか準備に当たっては、接種データの入力等、事務作業を行う会計年度任用職員の活用や、接種券の印刷及び発送業務、予約・相談業務を担うコールセンターの設置など、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務の負担軽減を図っていきたいと考えています。

自治体が主体となり実施するこのワクチン接種は、国の動向に大きく左右されますが、状況の変化にいち早く対応し、町民への円滑な接種を実施することができるよう、その体



制の確保に努めていきます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

初めての経験であり、本当に難しい問題がたくさんあるとというふうに思います。

町民全体も含めてですね、協力しながらやっていくということかなと思っています。

具体的に2点だけちょっとお聞きします。

ワクチンはですね、別海町に届くスケジュールっていうのははっきりしているんでしょうか。

何か先ほどは、どうもはっきりしてないようなことでした。

それから、ワクチンの保管ですね。

非常に低い温度で保管しなければならないという話も聞いています。

その状況についてお知らせください。

○福祉部長（今野健一君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

ワクチンの供給時期等につきましては、業務も含めてですね、今のところ何も情報が入ってきてない状況です。

それから、保管状況につきましては、冷凍庫が、予定では3月中に別海町のほうに届くことに、設置されることになっています。

これは、ちょっとスケジュールどおりになるかどうかというところはまだはっきり分かりませんが、3月に予定されるということです。

それは、町立別海病院のほうに設置する予定であります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

それでは、3点目の質問に入ります。

3点目の質問、「別海高校酪農経営科について」であります。

2月12日、公立高校入試の出願変更後の中間発表がありました。

それによると、別海高校普通科は、倍率0.8の91人となり、去年の倍率0.9から減少はしましたが、3間口を満たす出願数となっています。

一方、酪農経営科の出願者数は、定員40人に対し5人、去年の倍率0.4から0.1と、大幅な減となりました。

近隣の農業高校である中標津農業高校では、生産技術科は40人定員に対し18人、食品ビジネス科は同じく40人定員に対し37人ということになっています。

こうした結果について、町並びに町教育委員会としてどのように考えておられるかお聞かせください。

別海高校酪農経営科に多くの若者が入学を希望するようになればと念願するものですが、どうすればそのようになるのか、どういう高校を目指すべきなのか、町並びに町教育委員会の別海高校酪農経営科に対する基本的な考え方や方策についてお聞かせください。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） 町側の考え方について私のほうから答弁させていただきます。

現在の酪農経営科の状況について別海高校に確認したところ、町内の酪農後継者の多くは、高校卒業後、進学を希望しており、普通科への入学または町外の高校へ行くケースが多いことから、酪農経営科への入学希望者が少ないといった現状があるとのことでした。

酪農が基幹産業である本町にとって、とても残念なことではありますが、将来設計については、個人の判断によるものであり、基本的には尊重すべきものだと考えております。

現在の酪農情勢を見ると、酪農後継者や酪農関連産業従事者を町内の人材だけで充足することは極めて難しい状況であるとのことから、別海高校酪農経営科のPRを全国に展開し、情報を積極的に発信して知名度を上げることが必要だと考えています。

そのために、高校卒業後の道筋（就職先の確保等）を関係機関で連携し、取り組むことも、他の高校と差別化を図る意味では重要になってくると考えます。

酪農研修牧場を活用し、将来は酪農従事者として酪農経営に携わっていただくほか、農協、酪農ヘルパーなど、農業関連産業への就職斡旋など、将来を見据えた取組を関係者一同で行えば、入学希望者を増やす一助になるのではないかと考えます。

現在、生徒募集に関する具体的な取組の1つとして、2年前から、別海高校酪農経営科及び農業特別専攻科生徒を全国から募集するため、東京、大阪で開催される農業人フェアなどで高校教員と一緒に募集活動を行っているほか、関東・関西圏の農業系の学校訪問を合同で行っており、現在まで2名の方が農業特別専攻科へ入学した実績があることから、今後も、高校と連携した取組を実施したいと考えています。

また、町長及び町議会議長が顧問となっている「別海町酪農後継者を育てる会」では、町、農協及び教育委員会など、関係機関が連携し、別海高校酪農経営科及び農業特別専攻科に対する援助を行うとともに、生徒の募集確保に関する協力も行うこととなっており、毎年実施している海外酪農研修費用の一部として町から助成も行っています。

今後も、各関係機関と連携し、少しでも多くの若者が別海高校酪農経営科へ入学していただけるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） それでは、教育委員会の考え方につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

農業を取り巻く情勢は、超高齢化社会や人口減少社会の到来、グローバル化や情報化により大きな産業構造の変化に直面しているというふうに考えています。

持続可能で活力ある地域経済社会を構築するためには、従来の方法を踏襲するだけでなく、発想を転換し、多様な人材を取り込みつつ、新たな仕組みや手法の導入が必要というふうに考えています。

今後さらなる生徒減少が見込まれる中、別海高校がこれまで果たしてきた役割、中でも人材育成の機能を維持するためには、産業構造の変化を踏まえ、全道的な視野で農業教育の在り方について調査・研究し、検討結果を具体化すること、これを高校と共有する必要があるというふうに考えております。

具体的には、生産技術の習得のみならず、グローバル化や付加価値の向上などに対応した経営感覚の醸成を図る学習活動や、ハザップ等の安全、安心な食料の持続的な生産と供給に対応した生産工程管理に関する学習内容の充実が必要と考えております。

また、令和4年度から、「高等学校新学習指導要領」では、「職業の多様化や職業人として求められる知識、技術及び技能の高度化に対応した実践的教育を充実させるため、社会の変化や産業の動向に応じた教育内容の見直しを図る」「地域や産業界、大学や専修学校教育との連携を一層深める」、さらには「各職業分野との関連性強化の取組を進め、地域・産業界との連携・交流を通じた実践的活動の充実を図る」教育の検討も必要とされております。

現在、別海高校では、町内小・中学校との連携事業として、酪農経営科の生徒が高校で活動しているグループ別研究の発表や高校生が自ら作った乳製品の試食会等を行い、酪農経営科への理解を深める活動も実践しています。

今後も、別海高校と協議しながら必要な取組を検討することになりますが、各関係機関と連携を図りながら、別海高校酪農経営科へ入学していただけるよう取り組んでいきたいというふう考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

時間がなくなりましたので、論議しなきゃなんないことがいっぱいあると思うんですが、1点だけ質問します。

○議長（西原 浩君） 中村議員、答弁する時間がないです。

○13番（中村忠士君） イエスカノーかで。

中標津酪農高校の例を出しましたけど、こういうふうな希望増があるということについて分析はされていますか。

イエスカノーかで、イエスカノーか。

○教育部長（山田一志君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 中標津農業高校の取組に関して分析されているかというような御質問でしたか。

すいません。

十分に聞き取れなかったんで申し訳ありません。

計根別、中標津農業高校での取組に関してはいろいろなことを実践されている、また、そういった取組を学校の外にもいろいろ発信しているというようなことは承知をしておりますし、別海高校につきましても、そういった情報発信、力を入れて取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（西原 浩君） 以上で13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、1番宮越正人議員

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） それでは、「秋サケの不漁対策に係る管内町村会等の対応について」ということで町長にお伺いをしたいと思います。

昨年末の12月定例会において、産業建設常任委員会の総意により、「秋さけの不漁対策」の一環として、増養殖事業について管内的な取組とするよう、あるいは国や道の事業化とするよう町長のリーダーシップで推進できないかとの問いにですね、町長から「各関係機関と連携をして強力に推進する」と答弁をいただきました。

漁業者の皆さん、そして水産加工業者の皆さんなどから大変多くの感謝と称賛の声が寄せられておりますけれども、管内町村会等におけるこれらの対策の進捗状況はどのようになっているかお聞かせ願いたいと思います。

まず、1点目でございますが、根室管内町村会において秋サケの不漁対策の協議は行われておりますか。

そして、行われていれば、その内容についてお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） はい。

昨年12月の定例会後、管内の首長が集まる機会がありましたので、私のほうから各首長に「近年の秋サケの状況は大きな問題であって、対策については、個々の自治体では限界があり、管内や北海道全体の問題として一体となった取組ができないか」というふうなことを根室管内の首長に投げかけました。

その中で、羅臼町長は、先日の羅臼町議会でも町長から答弁がありましたけれども、管内的に、やっぱり自治体としても手を組んでしっかりフォローしていこうという気持ちはお互い確認をできましたので、羅臼もすっかりこの問題には手を携わって行こうとなり、標津町長は、今年5月に選挙ということがありますので、すぐにはどうこうとはできませんけれども、決まったらすぐ標津の町長も巻き込んで取り組んでいかなきゃならない、そんなような状況になります。

また、2月15日から17日まで、私、札幌のほうに出ています、全道の首長が集まるいろいろな機会がありましたので、その中で、この問題も「えりも以東、知床までについては大変厳しい状況だ」という話をしたんですけれども、実はこれ、私どもは全道的な水産の問題だと捉えているんですけれども、えりも以西の人たち、日本海側の人たちは割とそんなに大きな不漁ではなかったという認識で、なかなか共通の問題意識を持てる状況ではなかったんですけれども、でも、それはそれで、じゃあ、えりも以東、知床までの首長方で個々にまとまって要請活動なり、増協等にどういう対応をしてもらおうかというようなことも、「連携を取ってお互い言いたいことは言っていきましょう」という話は、先日大西町長(えりも町)ともしっかり話し合いをしましたので、今後も、やはり太平洋側、えりも以東の漁業区における各自治体の取組については、私からも、こういう機会を通じて

進めていきたいというふうに考えております。

現状では、具体的に何をどうするという話が出てないんですけれども、取り組んでいこうという意思の確認は取っております。

以上です。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 今、町長からですね、「管内の町村会では、協力の話になっている」とお聞きをしました。

浜の窮地は、町長が一番理解しているものと思っていますので、ぜひですね、5年も続いている不漁の状況ですので、ぜひとも、いつまでもいつまでも早く豊漁につながるような運動にしていきたいなというふうに思っております。

今後ますますの町長のリーダーシップを御期待したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと、そういうふうに思います。

2点目の質問に移ります。

町村会の対応が町長のリーダーシップにより進展している不漁対策はございますか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 対策に対して、具体的な案はどうかということ、なかなか自治体だけでの問題ではないし、まず、根室管内の増協がどういう考え方を持っているかというようなことを情報収集しました。

それによりますと、管内増協として、資金的には、今積み立ててある資金を取り崩しながらでもふ化事業を続けていくのは、令和5年くらいまでは何とか自主的にやれる積立金はあるというお話を受けました。

ただ、予想どおり不漁となった場合は、経費逼迫となり、少なくなるということで、資金も難しい状況になりかねないというような話を増協幹部から聞いております。

それから、令和3年度に行う対策といたしましては、1つは、本別海の河口に一時畜養池というものを設置して、川の上流から放流していくのではなくて、やはり体力がつくまで河口で一時畜養して、それから体力がついてから海へ放流するというような方法を取ってみたいというような具体的な案と、それと、もう一つは、「放流時期が、自然界の海へ下る時期とは若干ずれてきているんじゃないかな」というような考え方も増協では持っているということで、「令和3年は、放流時期を今までとはちょっとずらすようなことも検討している」というようなお話を伺いました。

いずれも今すぐお金がかかるわけじゃないんですけれども、本別海の畜養池は、先週出しました令和3年度の当初予算にも載せておりますけれども、額は少ないんですけれども、町の負担も出す予定でございますので、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

そのほか、具体的な案が増協としても出てきた場合には、ほかの自治体とも連携を取って、しっかり自治体として行動できることは取り組んでいくという姿勢で取り組み、安心をしっかりと伝えていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 本当に、コロナ禍ではありますけれども、町長がですね、ずっと

不漁対策の推進をするのは町民の皆さんも心強いと思いますので、ぜひともですね、道、国とつながるような推進策を取っていただければなというふうに思います。

また、町長が以前回答されたことなんですけれども、観光振興が主な目的なんですけれども、根室市、別海町、そして、標津町、羅臼町の1市3町による「さけの聖地の物語～根室海峡1万年の道程～」ということで、昨年6月に日本遺産に認定された件がございますけれども、ぜひとも、町長にはこれらを合わせてですね、危機からの再起を図るべく、さらなるリーダーシップを取っていただきたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

「ベストタイミングでの商工業者に対する町独自の支援を」ということでお伺いをいたします。

本町では、超プレミアム商品券事業など、商工会が要請する新型コロナウイルス感染症に対する経済対策の支援を行っており、先の臨時会においても、同事業の恩恵が及ばない範囲であるとしてバー・スナックに対する感染症対策の支援が行われています。

これまでの重ねての経済対策の立案と予算編成など、担当職員の奮闘に敬意を表するものであります。

しかしながら、町の支援策を打つタイミングを見ておきますと、団体の要請や事業者の声が上がったその後に施策を考え、支援しているため、どうしても支援のタイミングが少し後手に回っている印象があります。

特に、飲食店にとっては、新年会や歓送迎会などの集客によって、冬場の営業が支えられておりましたけれども、これらの集客が例年のように見込めず、特に2月は、例年、大ブレーキのかかる売上の減少に見舞われるため、数々の悲鳴の声が議員各位に寄せられていたのも事実でございます。

このため、アクリル板などの感染症予防対策だけでなく、肝心の集客支援策も、同時に必要ではないかという考えです。

コロナの収束が見込めない中の状況ではございますけれども、今後、ベストタイミングで商工業者に対する支援が行われるよう、以下の2点について質問します。

まず、1つ目でございますけれども、今回、町として感染予防対策の支援をしました。

飲食店も万全の体制を取っており、スタンバイOKです。

町内で感染者が発生していない今のタイミングで集客支援をすべきだと考えます。

まずは、平日専用のドリンク券を配布するなど、密を避けるのであれば、偶数日、奇数日と分けることでも構いませんけれども、お客さんが週末に集中しない配慮をしながら、毎日少しずつでも飲食店においてですね、お客さんが顔を出せるという状況を作っていたければなと思います。

これらの集客支援策を打つべきと考えますが、今現在、町のお考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えをいたします。

2月16日の臨時会において議決していただいた町内飲食店等飛沫感染対策補助金につきましては、町内の飲食店、宿泊施設など、74事業者を対象に新型コロナウイルス感染症対策に関する経費を助成する事業でございますが、事業期間が3月22日までとなっております。現時点では全ての飲食店等で感染予防対策が完了していない状況でございます。

新型コロナウイルス感染症に関する各種経済対策につきましては、本年度当初から常任委員会などで説明させていただいておりますが、町では、既存のにぎわい商店街創造事業補助金を見直し、新型コロナウイルス対策事業としても対象となるよう制度の拡充を図り、自ら集客対策、消費喚起策を考案し、実施する団体へ補助支援を行ってきました。

これまで本補助金を活用し、来店した方へ景品を配布する事業やクーポンにより再来店を促す事業など、商工会や事業者が自ら考え、タイミングやその地域が抱える課題に沿った事業が、既に約20件、補助金では700万円を超える事業が実施されているところでございます。

今後も、商工会や事業者などが自ら考案し取り組む集客対策や消費喚起策など、飲食店等の利用促進事業に対し支援を行いながら、共に地域経済の回復を図っていきたくと考えております。

なお、今回議員から提案いただきましたアイデアについては、商工会のほうへ伝えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 部長の答弁でしたけれども、宮越議員から指摘されました「全体に一步遅れたんじゃないか」という御指摘でしたけれども、実は、2月の補正は、財源がなかったんです。

2月の段階で、光回線に向けようとしていた財源が、光回線が起債等の対象にあるということで、後半の商店街対策に向けることができるということがほぼ明確になってきたので、速やかにどういった制度にしていくかということを考え、したがって、臨時会をわざわざそのために開いていただいて補正予算を組みました。

だから、過去の経緯が分からなければ、「遅かったんじゃないか」という御指摘もあるでしょうけれども、町としては、財源がないものを勝手に何かをやるというわけにもいかないもので、今回は、そういったことがあって光回線の起債がしっかり分かってきたという段階で、じゃあ、そこに向けようとした資源をしっかり商店街対策に向けようということで、急遽策を練ったわけでごさいます、御指摘のように思う町民の方々はいっぱいるでしょうけれども、町としても、できるだけ次なる対策を打つよう、そういう体制を取って取り組んでおりますので、御理解をよろしく願います。

その財源、その他の問題がなければ、早めに商店の皆さんと意見交換して、何が一番望まれるのかということ把握して、有効な対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

よろしく願います。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 今、部長、町長にいろいろ御説明をいただきました。

実はですね、この質問通告を出した後に、実際に飲食店に調査といったら何ですけども、状況を確認に行きました。

その中ではですね、役場のコロナ対策に皆さんは一樣に感謝をしております、商工観光課の職員が来て大変ありがたかったという声が大きかったです。

産業建設常任委員会の中でも、町長がおっしゃったバー・スナックの支援について、その際は職員の皆さんから聞かれたという話と、商店の皆さんは、商工観光課の皆さんにア

アイデアを出していただいて、そして支援をいただいてこういうことができたんだということもお伺いしました。

自画自賛して「やったやった」と言わないのが常だとは思いますが、実際は感謝の気持ちも大きかったということをお伝えしたいというふうに思います。

商工会のほうにも行ってきました。

全国的に見て、役場の支援ですけれども、「どこにも負けない」と、これも称賛の声がありまして、「我々の自治体も頑張っているな」と、これもお伝えしなければならないなと、この質問を取り消すか取り消さないかということもあつたんですけども、遅くなったものですから、その辺の紹介をしなければならないと、あえて質問させていただきましたけど。

いいですか、部長、そういうことで。

○議長（西原 浩君） 宮越議員、次の質問に入ってください。

○1番（宮越正人君） はい。

2番目の質問に移ります。

この質問も、今答えたこととずれてしまうんですけども、団体などからの要望を聴いて、支援策を打つのも必要ですが、町が積極的に支援策を掲げることも必要です。

長く経営不安が続く商工業者の気持ちに寄り添った行政であってほしいと願うものです。

町長のリーダーシップに期待するものでありますが、今後の商工業者の支援策について、町長の所見を伺います。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） この質問は、私のほうら答えさせていただきます。

今大変ですね、持ち上げられまして恥ずかしい限りではございますが、商工業者の気持ちに寄り添った支援策は、今後も続けていきたいと思えます。

町が政策立案するに当たりましては、事業者へのアンケート調査、経営相談などを通じて商工業者の現状をよく知る商工会等関係団体などと意見交換を行っており、町単独で政策立案し、支援策を決定することは、先ほど町長の申したとおりありません。

また、協働のまちづくりが求められている昨今、商工会等、関係団体との協議を経ない施策に基づく予算案では、当然議会の皆様の御理解が得られるとも考えていないところでございます。

刻一刻と状況が変わるコロナ禍において施策立案をする上で重要なことは、情報収集と協働であるというふうに考えております。

繰り返しとなりますが、これまで、町では、各事業所に出向いての聴き取り調査など、コロナ禍における影響額調査を随時行い、併せて、国や北海道の宣言、それに伴う人の動きを注視しながら、町内事業者の状況把握に努め、たたき台の施策を立案し、その施策が事業者にとって有用なものとなるのか関係団体の意見を求め、要望があれば内容修正を行うなど、事業者等の意見と整合を図ってきたところでございます。

団体から要望があつてから施策を考えたということではございませんが、商工会等関係団体から意見を聴取した上で取り組むことこそが、商工業者の気持ちに寄り添う施策につながるものというふうに考えているところでございます。

今後も関係団体と意見や情報を逐一交換しながら、必要な支援施策について取り組んで



いきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 今部長の話がありましたけれども、町民目線で寄り添った政策と  
いいですか、分かりやすい、事業者の皆さんの中には、これほど役場があってよかったと  
いう意見もありました。

コロナ禍で、不況の中で役場の皆さんの対応が身にしみたという意見もございましたの  
で、さらにさらにということでお伝え願いたいと思います。

最後に、町長にですね、先ほどありました国の第3次交付金ですか、本町に来る交付金  
が1億6,000万円ほど試算されていたと思いますけれど、交付金の残りの使い道につ  
いてでございますけれども。

○議長（西原 浩君） 宮越議員、コロナの臨時交付金については通告外ですので、通告  
されておりませんので、コロナの臨時交付金については通告外となってしまいますので、  
町長の経済対策とかの思いを聞くのであれば、お受けしますが。

○1番（宮越正人君） コロナの交付金ということで、町長は、第2弾、第3弾を考えて  
いるのかをお聞かせ願いたい。

○議長（西原 浩君） コロナに限らず、今後の考え方を。

○副町長（佐藤次春君） はい。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい

私のほうからお答えいたしたいと思います。

この新型コロナの発生があって、今議員の言われた臨時交付金、第1次、第2次という  
ふうに交付になりましたけれども、一番最初の頃から皆さんに申し上げているのは、本当  
に困っている方々のところに、きちっと行き届くような施策を打っていききたいというこ  
とでありまして、国が交付した給付金もありますし、国が対応している貸付金もありますけ  
れども、それらで賄えてないとか、十分措置されていない部分については、町が地方創生臨  
時交付金を充当して、今までも手当を考えて対応してきたということでもあります。

お金の金額でいいますと、今宮越議員が言ったように、第3次は1億6,000万円と  
いうことなんですが、これにつきましては、前にも説明しましたように、新年度におい  
て、今国から示されるいろんな条件等をですね、見ながら、そのときそのときのコロナの  
状況を鑑みてどのような事業をすべきかということも、今後しっかり検討して、新年度の  
予算の中で説明をしていききたいと思っておりますけれども、まだ、1次、2次分の清算がこれか  
らになりますし、最終的な、今2次まで含めて計画を上げているものが、計画承認の通知  
が来るのが、3月20日以降になることですので、そのくらいの時期には、どのような事  
業が承認されるか、されたかによってですね、さらに議会のほうに補正予算を示して、必  
要なものについては繰り越して、次年度で対応していきたいというふうを考えておりま  
す。

その中で、経済対策、飲食店の皆さんへの対応についても、状況を見ながらしっかり対  
応していきたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 今副町長のほうから、交付金については、来年度繰越しも可能だということでお聞きしました。

いずれにしても、町長、副町長おっしゃったように、町民の暮らし、経済につながる安定的な事業を実施していただきたいとお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で1番宮越正人議員の一般質問を終わります。

ここで消毒のため暫時休憩いたします。

午後1時28分 休憩

---

午後1時30分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、5番外山浩司議員、質問者席にお着き願います。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

「日本遺産の活用」についてです。

管内1市3町で共同申請をした「鮭の聖地の物語～根室海峡1万年の旅～」が、令和2年6月、文化庁主催の日本遺産に認定されました。

この日本遺産は、地域に眠る文化財群をストーリーとして結び、地域が主体となってそれを活用していくことにより地域のブランド化を図るとともに、観光集客の拡大を図ることによる地域の活性化を目的とした観光事業です。

文化庁の認定予定数が100件程度で、令和2年度が最終年度でした。

この「鮭の物語」も、3度目の挑戦でようやく認定の栄冠をつかみました。

しかし、世界遺産とは違い、認定から6年後に再審査が行われ、効果的な活用がなされていない場合は認定が取り消される仕組みになっています。

日本遺産の活用に向けて、以下6点について質問します。

1点目、今回、申請した「鮭の聖地のストーリー」では、31件の構成文化財のうち、本町からは、「旧奥行臼駅跡」「野付半島通行屋跡遺跡」「鮭とぼを干す風景」「根釧台地の酪農建造群」など、1市3町で一番多い15件の文化遺産が、構成文化財に認定されました。

今後の観光、まちづくりに向けた活用方法について伺います。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

根室管内1市3町、標津町、根室市、別海町、羅臼町の歴史・文化にまつわるストーリー「鮭の聖地の物語～根室海峡一万年の道程～」は、令和2年6月19日に文部科学大臣から日本遺産として認定されました。

このストーリーをコンセプトに、根室海峡沿岸地域の魅力向上を図り、国内外での関係

人口を創出することを目的に、昨年7月22日に、行政、観光事業者及び文化財保存活用団体等で構成する「鮭の聖地メナシネットワーク」が協議会として設立されています。

この協議会の令和2年度事業として人材育成事業と調査・研究事業の2事業が行われています。

まず、人材育成事業では、ガイド育成事業として、各構成文化財の役割について理解を深めるため、ガイド向けのオンライン講座用動画の作成と講座テキストブックの制作が進められております。

調査・研究事業では、各市町村の構成文化財に基づくストーリーを深掘りする周遊モデルコースの調査・整備事業と、本町の加賀家文書館に収蔵してある江戸時代のブランドサケ・マスを紹介した古文書「鱒形図拾壺品鮭形図四品」の現代版を構築する整備事業が進行中です。

いずれも、10月13日に行われた業務プロポーザル選定委員会において、委託業者が選定され、本年3月末を完了期限とする業務委託契約が締結されていることから、成果品は今後示されるものと考えております。

この成果品が納品された後、成果品を活用しながら、いかに各自治体が連携し、構成文化財を中心としたストーリーの魅力を外内へ浸透させていくのか、また、普及啓発していくのか、「鮭の聖地メナシネットワーク」で検討されていくものと考えております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

今のお答えで、「7月22日に、「鮭の聖地メナシネットワーク」の協議会が設立されて、そして、事業として人材育成の部分と調査・研究ということで、それを業者委託にして、それが3月末までに出てくるということだ」ということなのですが、日本遺産って、まだまだPR不足っていうか。

仕方ないと思うんですよ。

できたばかりなんですけども。

自分たちの受ける感じとしては、標津町が音頭取りですから、何かにつけて中心となって動いているのかなという感じを受けます。

それで、当然協議会ですから、そこで一緒にやっていくわけなんですけど、7月22日、メナシネットワークの協議会ができてから今日までに、今、委託をしたという話がありましたが、それ以外に、ネットワークとして管内的に行事だとか働きかけをした内容があれば教えてください。

○教育部次長（石川 誠君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

ただいまの質問に関しては、私のほうからお答えします。

ネットワークができてから、大きな事業としてはまだ組んでいませんが、ネットワークの中でシンポジウムを開催しております。

今のところは以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

コロナ禍ということですので、なかなかね、できなかったと思うので。

シンポジウムを行ったということですね。

続いて、第2問目に移ります。

観光客への日本遺産の紹介も重要だと考えます。

野付半島ネイチャーセンターのネイチャーガイドや観光協会職員からも紹介できる体制が取られるよう町から働きかけていただきたいと考えますが、今後の観光客へのPR体制について所見を伺います。

○商工観光課長（田畑直樹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい。

お答えさせていただきます。

先ほどの部長の回答と重複しますが、「鮭の聖地メナシネットワーク」では、地元の方々のみならず、観光客に対しましてもガイドやPRができるよう、人材育成事業として、ガイド向けオンライン講座用動画の作成と講座テキストブックの制作を業者へ委託しています。

併せて、周遊モデルコースの調査・整備事業も進行中でございます。

この日本遺産は、根室管内1市3町の歴史的魅力や特色、文化や伝統を語るストーリーを対象に認定されたものでございます。

全ての地域における構成文化財等のガイドができることが求められておりますので、今後、ガイドの育成から始まり、周遊モデルコースの紹介など、「鮭の聖地メナシネットワーク」において、観光客などへのPR体制などが決定されていくものと考えております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

なかなか大変ですね、31件ある全てのものについて精通して説明をしていくということになるわけですが、そもそものガイドの人数ですよ。

去年は、コロナ禍で、割と野付半島なんかについても観光客が減少していますが、2年ほど前の調査だと、なかなかガイド不足であると。

なかなか手が少ないということ、標津町の様子なんかも聞いて、ネイチャーセンターでは標津から応援をいただいて、そして複数体制で対応しているというのは、2年前の調査で聞いたことがあったんですが、標津町でも、高齢化になってですね、若手のガイドさんが不足しているということで、1市3町で大変難しい状況であると思うんですね。

ただ、新たな要請策としては難しいと思うんですけど、ガイド不足ということの認識についてはどうでしょうか。

認識です。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

どこの町もですね、ガイド不足ということは同じかと思っています。

我が町におきましてもですね、ガイドが少ないということもございますので、今後ですね、「鮭の聖地メナシネットワーク」のほうでもですね、考えていかなければいけないと思いますし、1市3町が協力してですね、どういうふうに募集をしていくのかということもですね、今後の課題になっていこうかというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

認識として、同じ共通の理解が取れましたので、本当に何々不足という点ではですね、こういうボランティア的なこともありますし、ガイド的なことについては、1市3町ですね、大きな課題としてですね、今後取り組んでいくということをお願いしたいと思います。次の質問に入ります。

3番です。

管内組織の「鮭の聖地メナシネットワーク」は、各教育委員会の学芸員が中心となり事務局を担当し、運営に当たっています。

この日本遺産は、観光集客が目的の1つになっています。

町の観光課や観光協会との連携が重要だと思います。

日本遺産の活用に向けた本町の組織体制・事務局体制について伺います。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

「鮭の聖地メナシネットワーク」には、教育委員会だけではなく、商工観光課職員も役員として参画しております。

また、今年度実施している日本遺産周遊モデルコース策定など、観光関連事業については、商工観光課と協議し、観光協会の協力も得ながら進めているところです。

今後も、教育委員会、商工観光課、観光協会が、緊密な連携を図りながら事業を行っていくこととしております。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） 今、緊密な連携ということで、なぜこの質問をさせてもらったかといいますと、2年前ですね、日本遺産に申請する関係の研修会ですとか、この間のシンポジウムもありました。

シンポジウムには自分も参加したんですけども。

あのとき70名ぐらいだったんですけども、主に参加しているのは、町の学芸員の方とか教育委員会サイドなんですね。

それで、標津町以外は、みんな教育委員会関係なんですね。

標津町は、地元ということで。

そういうふう感じていたわけなんですけど、今の答えでですね、そういうふうな体制を取っているということで、観光課からの説明も受けましたので、町を挙げてですね、単独の課だけではなくて、横のつながりを持って対応していただきたいと、現状のままですね、お願いしたいと思います。

続いて、4点目です。

平成27年度から日本遺産認定制度が始まりましたが、日本遺産に認定されると、事業計画に応じた補助金を受け、事業が展開されます。

平成29年度の滋賀県の調査結果では、「日本遺産を全体的に認識している」という住民は8%と非常に少なく、住民の約40%が認定の経緯や意義を理解していない結果だったそうです。

同じように、本町をはじめ根室管内の住民にも、まだまだ理解がされていないと思います。

今後、日本遺産及び関連事業について、町民への周知、理解を深める啓蒙活動をどのように展開していくのか伺います。

○教育部次長（石川 誠君） はい、議長

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

「鮭の聖地メナシネットワーク」では、来年度の普及啓発事業として、オンラインセミナーの開催、各市町を巡回する日本遺産巡回展の開催、各種パンフレットの制作と主要観光スポットへの配布、のぼり旗・ポスターの掲示といった事業を実施する予定です。

また、令和4年度においても、事業内容は未定ですが、各種普及啓発事業を実施する予定であります。

「鮭の聖地メナシネットワーク」の一員である本町としましても、本町の構成文化財に係る普及啓発事業の推進に積極的に取り組み、日本遺産「鮭の聖地の物語」の認知度を高め、多くの方に理解を深めていただき、地域活性化につなげていけるよう努めていきたいと考えております。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

今回質問するに当たって、地域で日本遺産ということについて若干聞いてみたんですが、やはり、ほとんどの方がですね、今の時点では、知っていない、知られていないという結果でしたし、世界遺産とか、遺産もかなりいろいろありますから、世界遺産から始まって、日本遺産、北海道遺産、また、管内の遺産なんかもありますので、その中にですね、今回加わったということですね、そこはチャンスとしてですね、今年は、パンフレットですか、今の説明ですと「パンフレットを作ります」「巡回展もある」ということで、期待したいと思うんですが、これは、どうでしょうか。

やはり町民への周知ということでは、町の広報ですね、広報が有力だと思うんです。

協力隊のシリーズも毎回毎回載っているわけで、すごく興味があって見させてもらっているんですが、ホームページもよいんですけども、その広報への掲載ということについてはいかがでしょうか。

○教育部次長（石川 誠君） 議長

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

町民への周知の仕方、今後の課題だと思うんですけども、議員おっしゃられたとおり昨年この指定を受けました。

いろんな形を考えて、今後周知徹底していきたいと思いますが、別海広報への周知なども今後検討していきたいと思います。

なかなか時間はかかると思いますが、そういった作業を今後進めていきたいと考えております。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

次長が今おっしゃられたように時間はかかると思うんですけども、やっぱり地道にやっていくのが周知につながっていくことだと思います。

最後の5問目の質問です。

別海町の将来を担う子供たちへの周知、理解が大切だと考えます。

教育行政執行方針では、「貴重な文化財や本町の歴史を学び、理解を深める機会の充実を図ることで、郷土愛の育成に努めます」と述べられていますが、この方針にもつながるかと考えられます。

例えば、今後、指定校を選定し、旧奥行臼駅通などの文化財の見学や情報の発信を行うなど、教育課程に組み込んでもらう方法や、既に作成されている「日本遺産を知って学ぼう 鮭の聖地」の漢字ドリルや歴史ドリルなどの活用もあります。

日本遺産の活用に関して、学校教育とどのように連携をしていくか伺います。

○教育部長（山田一志君） はい、議長

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

それでは、私からお答えさせていただきます。

来年度から、目の前の子供たちの将来を見据えた教育の一環として第3次の別海町生き抜く力アッププロジェクト事業でふるさと教育を推進してまいります。

ふるさと教育では、子供たちが本町を「より知り、より好きになり、誇りを持つ」ことができるような社会科副読本を作成し活用します。

その副読本の中では、「野付半島」「加賀家文書」「旧奥行臼駅通所」など、日本遺産の構成文化財を多く取り扱っております。

また、構成文化財につきましては、写真を中心に紹介するとともに、QRコードを使用し、関係サイトへアクセスし、より深く学ぶことができるように工夫しております。

この副読本を各校の総合的な学習の時間を中心に多くの場面で活用し、本町の貴重な文化財や歴史を学び、理解を深める機会の充実を図り、郷土愛の育成に努めていきます。

なお、活用する方法につきましては、本町の全教職員が一同に集まります「別海町教育研究協議会」の全体会の中で、全職員へ周知、啓発する予定であります。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

確認なんですが、小学校で使う社会科の副読本というのは、平成2年度につくられたと思うんですが、さらに別な副読本をつくるということなんですか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

今、議員がおっしゃられていた既存のものではなくて、今現在ですね、新たな副読本を

つくる作業を進めているところでして、それが、今年度内に出来上がって、次年度から新たに活用をいろんな場面でぜひ使っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい、分かりました。

それで、1つの提案として指定校があるんですが、指定校といっても、文科省から始まって、道教委の指定とか管内の指定とかいろいろあって、学校としては動きやすいんですね、多少の予算もあって。

ただ、コロナ禍ですので、急にはできないと思います。

それで、今後働きかけて、2年後、3年後ぐらいをめどにですね、指定校ということについての指定、それで、その学校を糸口として広域に取り組んだりしながら、それを全町内に広めていくという考えもあるかと思うんですが、そのことについてはいかがでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

今の御質問の中にもありましたその指定校についてなんですが、指定校の選定ということにつきましては、本町、そして道の事業指定校が現在ほぼ固まっている状況にありますので、新たに、さらにですね、選定をするということが、当該校の負担、そういったものにもつながるおそれもありますので、現在のところは検討しておりません。

まず、先ほど説明したようにですね、社会科副読本を中心に、全ての学校で取り組んでいきたいなというふうに考えております。

またですね、御質問の中にあつた漢字ドリル、それから歴史ドリルについてですけれども、QRコードで道教委のサイトへアクセスできるようにもしておりますので、全校が活用できる準備というものも進めているところであります。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） そうですね。

むやみに指定校となると、やっぱり学校の負担っていうのもありますので、今おっしゃられたようにですね、その状況を見ながら判断するということがよいのかなと思います。

今回ですね、日本遺産に登録されたということで、せっかくのチャンスです。

令和3年度の教育長からの教育行政執行方針の中にも、たまたま今回「日本遺産」という言葉が組み込まれていてですね、教育委員会として力を入れていくというようなことが伝わってきております。

ただ、その前提として、町民の方はですね、言葉そのものから、また、内容、事業、そういうことについてもですね、今いろいろ聞きましたけども、まず、別海町民の方にですね、そのことを知ってもらうような努力をしていただいて、今後、これが6年後にですね、取り消されないようにですね、有効に活用をし、1つの財産というかな…。

そういうことでお願いしたいと思ひますし、また、これを起爆剤として、横とのつながりですね、根室さんとか羅臼さんとかとつながって、広域的な活動がですね、できていく



とよいなと思います。

以上を述べまして一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で5番外山浩司議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

2番横田保江議員、質問者席にお着き願います。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

通告に従い一般質問をします。

1、「新型コロナウイルス感染症が町内で発生したときの町民への情報提供について」。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、国においては、本年1月に2回目の緊急事態宣言を発出しました。

別海町においても、感染拡大防止のメッセージを出して注意喚起を行っています。

そのような中、本年1月、町内で初めてのコロナ感染症陽性者が確認されました。

何人もの町民から「町は公表するのだろうか」「正確な情報を知りたい」などの様々な声を聞きました。

北海道からは根室管内で陽性者が確認されたと発表されましたが、別海町からは正式な情報提供はされませんでした。

その後、事業者からの公表があり、情報が得られたことで安心して行動を判断することができました。

感染拡大を予防するために、町の考え方を確認する必要があるという立場から4点にわたり質問します。

(1) 町内でコロナ陽性者が出た場合、その公表については、道の公表基準に基づいて道が公表する旨の考え方を町長のメッセージを掲載したチラシで町民に配布しています。

道の公表の範囲を超えて、町が個人情報公表すべきとは私も考えてはいませんが、町民が安心して事業活動をしたり、生活をしたりする上で、濃厚接触者はいるのかいないのか、濃厚接触者を検査した結果、陰性で安心できる段階になったのか、収束したのかなど、少しでも町民が安心できるようなメッセージを発信すべきと考えますがいかがですか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

道内で確認された新型コロナウイルス感染症患者の情報は、北海道が、当該感染者に聴き取りを行った上で、感染者の「居住地」「国籍」「性別」「年代」「職業」「現在の状態」「発症日」「陽性確定日」「現在の状況」「患者との接触」の10項目にわたり公表しますが、そのうち「居住地」「性別」「年代」「職業」については、本人からの同意を

得られた場合にのみ公表されることになっています。

「町による濃厚接触者などの情報発信を」という御質問ですが、北海道による聴き取り、そして、その公表に町は一切介入できませんので、町が感染者情報を保持することはあり得ません。

それで、発信をできる状況にはないということを御理解願いたいと思います。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

分かりました。

次、2番に行きます。

「第13回別海町新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡会議」の記録を見ますと、町職員に陽性者が確認された場合の公表についての議論の経過が示されています。

町職員の陽性者発生時の公表基準を整理しているようですが、どの施設で勤務する職員の陽性者が発生した際に公表対象とするのでしょうか。

○総務次部長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務次部長。

○総務次部長（佐々木栄典君） はい。

お答えします。

町が作成した「新型コロナウイルスに罹患した職員が発生した場合の公表基準」については、あくまでも別海町職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合について定めていますので、特定の施設に限らず全ての職員を対象としております。

なお、公表は、本人の同意を前提としております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

次、3番に行きます。

町内には、地域会館、体育館などの指定管理施設があり、そこで働いている職員は町職員ではありませんが、施設自体は、役場と同じ町民が利用する公共施設です。

ある自治体では、指定管理施設の職員から陽性者が発生した場合も、本人の同意を得るのが前提ですが、公表の対象としています。

町の考えをお聞かせください。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、いずれの場合であっても、感染者情報を公表する立場は都道府県であり、道内においては北海道ということになっております。

また、感染者の同意確認を行うのも、同様に北海道の役割であり、現状では、町にその権限はありません。

指定管理先の職員が感染した場合、町として優先すべきことは、施設の利用制限の周知

など、行政上の対応を行うことであり、北海道の公表以外の個人の感染情報の公表に係る判断は、指定管理業務を行う事業者が行うべきものと認識をしております。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい。

次、4番に行きます。

先日、町内の事業者自らが、陽性者の発生と対応について公表しました。

これは、企業の社会的責任に基づいた行動であり、風評被害を予防したいとする行動であったと認識しています。

ある自治体では、事業者から情報提供があった場合、自治体の施設でない施設や事業所等における感染について独自の公表基準を設けて公表対象としています。

それが可能であれば、これまで取り組んでいるように町長のメッセージで町民にチラシを配布することで、町民は、自らの行動を決めやすくなります。

不安が和らぐこともあります。

町の考えを伺います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

お答えいたします。

事業者からの情報提供についてのその取扱いについては、その内容により判断すべきものと考えております。

御質問にもありましたように、「企業の社会的責任において」という考え方で事業者自身による公表の意思があるのか、情報提供の内容が北海道の公表内容と照らして個人情報の取扱いに差がないのか、また、事業者と個人の意思疎通ができていかなど、考えられますが、感染者の個人情報の取扱いについては大変デリケートな対応が必要であるということをも十分踏まえた上で、でき得る範囲において発信を行なっていきたいと考えております。

ですから、場合によっては、町において周知をするという場合もあるというふうに理解をお願いしたいということです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者情報の公表については、現在、北海道では「北海道新型コロナウイルス有識者会議」や国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」等においていろいろと議論がされております。

これらの議論も踏まえつつ、その見直しを検討することとしているようですので、今後の動きも町として注視していくことといたしたいと思っております。

以上であります。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい、分かりました。

ぜひ、町独自の公表基準を設けて、町民への感染拡大を防ぎ、命を守るために情報提供をしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で2番横田保江議員の一般質問を終わります。

ここで消毒のため暫時休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時22分 再開

○議長（西原 浩君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、7番木嶋悦寛議員、質問者席にお着き願います。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

「新たな日常に向けた成長戦略への積極的な取組について」です。

町は、第7次総合計画を昨年度から実施して丸2年目を迎えようとしています。

まちづくりのための基本となる施策については、PDCAサイクルに基づき実施されており、その検証により、さらに磨きをかけた施策への展開が期待されるところです。

しかしながら、昨年当初から影響の出始めた新型コロナウイルス感染症という目に見えぬ脅威にさらされ、ついには世の中の価値観が大きく変わってしまう深刻な事態に陥り、社会は大きな分岐点に差しかかっていると考えます。

そして、国は、ウィズコロナ／ポストコロナ時代に求められる構造転換に向け、その後押しを加速させようとしています。

当然、現行の総合計画や総合戦略をトレースするだけの施策では、次代に向かう流れに乗ることはできません。

「カーボンニュートラル2050宣言」「Society 5.0+グリーン」「SDGs」、この3つのキーワードは、国が進める重要な指標となっています。

また、新たな日常の先取りによる成長戦略として、「デジタル改革」「グリーン社会の実現」「中小企業・地域」「レジリエンス、健康・医療」「人材育成」「イノベーション・エコシステムの創出」というキーワードが挙げられています

これらのキーワードに関連し、新たな日常に向けた国の動きに注目しながらも、私たちの町にどういった変革、技術革新や成長戦略が必要なのか、ストーリーづくりに取り組む必要性を強く感じます。

新たな日常に向けた成長戦略への積極的な取組について、具体的な政策提言を交えながら次の4点について質問いたします。

1点目です。

家畜から排出される温室効果ガスの1つであるメタンガスの排出抑制と臭気の軽減についての質問です。

我が町の基幹産業である酪農・畜産で飼育される牛やその他の家畜は、げっぷや排せつ物から一定のメタンガスが排出されています。

メタンガスは、二酸化炭素に比べ総排出量は少ないものの、温室効果は50倍と高く、抑制は必須であります。

メタンガスの排出を抑える研究が飼料メーカーや食品メーカーなどで活発に行われていることは、既に周知のことと存じます。

また、排せつ物からつくられるスラリーや堆肥の散布は、循環型農業にとって必要な取組ではあるものの、独特の臭気を放つことから、住民生活や観光、環境面での影響があります。

これまでも、環境保全型かんがい排水事業や畜産環境条例制定など、環境関連対策なども行われてきました。

カーボンニュートラル2050に向けてのメタンガス排出抑制と臭気対策について、町の認識と対策の現状及び今後の取組について伺います。

○農政課長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） はい。

私のほうからお答えいたします。

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル2050宣言は、脱炭素社会の実現に向けて今後加速していく可能性があるかと認識しております。

現状、町では、牛のげっぷあるいは排せつ物から発生するメタンガスの抑制に向け具体的な対策は講じておりませんが、国では、畜産分野での温室効果ガス削減の手法をまとめ、2050年までに排出実質ゼロの目標に向け動き出しているほか、補助事業の取組要件の1つとして、げっぷ中のメタンガスを削減する要件が盛り込まれるなど、酪農に起因する環境負荷の軽減に向けた具体的な取組が始まると考えております。

町では、国の動向を注視し、まずは、関係機関と今後の対応などについて協議の場を持ちたいと、そのように考えております。

次に、臭気対策については、平成19年度から平成21年度までの3カ年において中山間事業で臭気低減に向けた実証試験を行いました。費用対効果の面において実用までには至らなかった経緯がございます。

国営かんがい排水事業では、腐熟したスラリーが、臭気の低減効果があるということが調査の結果、実証されているため、今後も、肥培施設の適正管理に向けた調査を継続したいと、そのように考えております。

また、別海町畜産環境に関する条例で、家畜ふん尿の適正管理・処理について、このようなことを規制していることから、別海町では、家畜ふん尿及び臭気対策等について先行的な取組を行っていると考えております。

現在は、別海町酪農研修牧場において、臭気の低減などが期待できる、こちら既製品になりますけれども、この製品の使用を現在試験的に行っており、臭気につきましては、これは、あくまでも職員の感覚になりますけれども、通常の2分の1から3分の1程度まで低減されているとの報告を受けております。

この取組につきましては、令和3年度以降、農協においても、数戸の農家において実証試験を行う予定だと、そのように聞いております。

ふん尿の散布は、良質な粗飼料を育てるために必要な生産活動であり、臭気を完全になくすことは非常に難しいと考えておりますが、臭気対策につきましては、今後も関係機関としっかりと連携し、取り組んでいきたいと、そのように考えております。

また、今後の取組の1つとして、牛由来のメタンガスの排出抑制あるいは臭気低減対策等につきましては、大学連携事業を活用し、調査及び研究を令和3年度以降実施したいと、そのように考えております。

以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

非常に前向きな答弁をいただきました。

これこそまさしくですね、先ほど「大学と連携」という答弁がありましたけど、イノベーション・エコシステムの実現です。

多分、これは、全国的な取組になっていくと思いますので、国の流れをしっかりとつかんでそこを逃さないようにしていく、特に財源的なものも当然あると思いますので、それをしっかりとつかんでいくということが大事だと思います。

あと、やはりこの臭気に対して、以前私も立ち話ですけど、産業振興部の方と話したときに、公害という認識がなかったということなので、やはり悪臭というのは、公害対策基本法の中の公害の1つであるということを知りながらも、それと、あとは経済としての必要性、これをあわせて考えながらですね、しっかりと抑制していくということが重要なのだと思います。

あとは、何とかしてですね、見える化ができればいいな。

その臭気をですね。

悪臭に対しては、数値化することは難しいんですけど、それ以外の起因するガスの濃度ですとか、そういうものは測定することが可能じゃないかなと思うんですけど、そういうことについて、何か研究しているとか、そういう情報が入っているとかがあっていいんじゃないでしょうか。

○農政課長（小野武史君） はい。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） はい。

まず、1点目で、悪臭についてなんですけれども、基本的にですね、スラリー散布に伴う悪臭、こちら臭気ですね、こちらについてはですね、法律でいいますと、悪臭防止法があります。

これは、基本的にはですね、悪臭防止法の中ではですね、基本的には規制はできないと。

これ、規制するのは、あくまでも市街地。

別海町でいいますと、別海市街地あるいは尾岱沼市街地、これらの部分については規制できますけれども、通常は規制ができないということでもあります。

次にですね、見える化ということになりますけれども、先ほど、最後にですね、答弁の中でも申しましたとおりですね、しっかりと臭気の濃度、あるいはそういったものの研究をですね、大学連携事業等を活用しながら、やった検査の結果をですね、しっかりと発表する場、こういったものは持ちたいと考えております。

まだ具体的にですね、内容については現在詰めてる段階でございますので、しっかりとやるということは言えませんが、既にですね、大学側とはですね、こういった調査をやりたいということと、「分かりました」という回答を得ておりますので、近いうちにですね、そういった研究の成果を発表する場を設けたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

ぜひですね、スピード感を持って取り組んでいただければというふうに思います。

今、感染対策で、うちも子供たちの事業所をやっていますけれども、窓を開けなきゃいけない感染対策がありますよね。

そういうときに、時期によっては開けられないということがあって、そういうことがですね、市街地の中でも、そういう弊害っていうかですね、出ているということですので、何とか早く対策を取っていただきたいと思います。

2番目の質問に移ります

デジタル改革については、関係各位の御尽力により、町内全域に及ぶ光ファイバー網の整備が可能となり、関連した取組の加速を期待するところであります。

キャッシュレス、ペーパーレス、脱ハンコなど、国も本腰を入れて取り組む姿勢を見せています。

町のデジタル改革として最優先に取り組むべき内容についてお知らせください。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、お答えします。

デジタル化に向けた取組として挙げられる「キャッシュレス」「ペーパーレス」「脱ハンコ」などは、町民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る上において有効的な手段であり、いずれの取組についてもスピード感を持った対応や導入が必要であると考えております。

とりわけ、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として効果的な取組を地方創生臨時交付金を活用しながら優先的に取り組んでいきたいと考えております。

1つ目は、キャッシュレス決済についてです。

国が示す新しい生活様式においても、感染拡大防止対策として効果的であるとされており、ポストコロナ時代において、さらに町民のニーズが高まることが予想されます。

既に各種町税や上下水道料金等においてキャッシュレス化を可能としていますが、これらに加え、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅料や保育料といった保険料や使用料などについても検討しております。

2つ目として、行政事務におけるペーパーレス化の取組です。

行政運営コストの削減を図る上では重要な取組の1つであり、既に議会において活用しているタブレットに代表されるモバイル端末を活用したペーパーレス化の推進を検討しています。

具体的には、本庁舎内での行政系接続であるL G W A N接続の無線L A N環境を構築するもので、本庁舎の執務室や会議室、議場や委員会室等に無線のアクセスポイントを設置し、職員が自席を離れ会議や打合せを行う際に、モバイル端末を使用したペーパーレス会議を想定しております。

これによって、執務室内のレイアウトを柔軟に変更することが可能となり、3密を避けた環境の構築が可能となるなど、新型コロナウイルス感染症対策の観点からも効果的な対策であることから、これら環境整備に係る経費を今後予定されている臨時議会において地方創生臨時交付金を活用した予算として計上を予定しております。

また、これらの取組に限らず、行政手続のオンライン化や住民票、証明書等のコンビニ交付など、住民や職員の負担軽減が見込まれる対策についても引き続き検討し取り組む必

要があると考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

計画を立ててしっかりと取り組んでいくということが確認できました。

ただですね、このデジタル化、しっかりとした工程表つくってですね、確実に実行していくことは重要かと思えます。

この対応に当たりですね、これまで以上に、組織ですとか人的な部分ですとかを強化する必要あるのかなというふうに思っております。

行政執行方針の中にも組織体制の強化というふうにありましたので、具体的にはどういふふうなことを考えておられるのかデジタル化に向けての取組ですね、そちらをお知らせいただければと思います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） お答えいたします。

町長の行政執行方針の中でですね、組織の拡充というような考え方を申し述べておりますけれども、1つには、光ファイバーの整備がですね、令和3年度に本格的に始まるという中でですね、今までかつて経験のしたことのないですね、大型事業でありますので、計画は先般出ささせていただきましたけれども、相手事業者におかれましても、別海町だけで1,100キロメートルを超える光ファイバー網を構築するというところでですね、いろんな課題が出てくるんだろうというふうに思っておりますので、まずは、それらの工事に対してもですね、しっかり対応できる体制を庁内でしっかりと連携して取りたいということが1つあります。

それから、今質問にお答えいたしましたけれども、庁内のLGWANですとか、いろんな整備をしていく今計画を持っておりますけれども、それぞれ担当分野がですね、いろんなところにまたがりますけれども、やはり、全庁的なデジタル化というのは、あるいは情報の推進化っていうなことを1カ所できちっとまとめて支援をすると、全体をマネジメントする部署が必要ではないかというふうに思っております。

そんなことを考えてですね、今総務課の中にある情報担当のところですね、室という形で、いわゆる課と同等になりますけれども、部の中の室という位置づけでですね、独立をさせて、しかも、全庁的に教育委員会ですとか、例えば病院のこともあるかもしれません。

いろんなところと連携が取れるようにですね、ある程度の権限と人員も拡充していきたいという考え方でおります。

以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

私もそういうイメージでいますので、まさしくその答えが来たということでは、やはりそれを機能させるっていうのは非常に重要であると思えますし、確実に実行していくことの中で、こうした室を立ち上げるということは、庁舎内全体にとっても本気な姿勢を見せるということで、すばらしい取組だというふうに思えます。



3点目です。

未来の地域を担う人材育成についてです。

別海高校にいても進学に必要な学びを得ることができようように公設民営塾の開設を行い、生涯学習センターの活用とともに未来を担う人材の育成を目指していくべきだと考えますがいかがでしょうか。

地域に公設民営として進学塾を誘致することで成果を出している自治体があることは、既に周知であり、総務文教常任委員会でも調査してきたところであります。

高校までこの地で過ごすことで、保護者の負担を軽減し、子供にとってはより多くの思い出をこの地で作ることができ、高校の間口存続にもつながります。

町長が掲げる子育て支援の最大の目的は、子供たちにより多くの愛を届け、結果として郷土愛を育くみ、様々な形で地域に貢献する人材に育ててもらふことであると、私は理解しています。

公設民営塾の設置について町長の見解をお聞かせください。

○教育長（登藤和哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

コロナ禍にあっても、本町の未来を育むため、安心して子供を産み育てる環境の醸成は、十分な対策を講じ、その取組を一步でも進める必要があるものというふうに考えております。

本町では、別海高校の支援事業といたしまして、寄宿施設等助成事業をはじめとする9事業を実施しておりますが、高校の立地条件や学習環境を考えると、部活動も含め校舎内及びその近隣の活動が主となっております。

その中でも、進学対策に係る教育支援事業といたしましては、インターネットで配信される動画を視聴するEラーニング講習補助、これは、大手進学塾と比べても遜色のない講義内容を自らの学習進度に合わせて何度でも視聴できることから、本町の地理的条件を補い、感染症拡大防止策として効果のある取組になっているというふうに考えています。

また、別海高校いたしましては、令和3年度からは国公立大学を目指す生徒のための指導体制を整え、進学希望者を支援していくことをしております。

このようなことから、課外活動を含め、多くの内容が学校内で取り組まれることは、コロナ禍にあっても生徒の負担が最も少ない手法と考えており、今のところ公共用施設において高校生を対象とした公設塾を開設する予定は現在ありませんが、より効果的支援策が求められる中、今後も引き続きアンケートの実施や高校側と協議を重ねて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

こちらですね、Eラーニングの存在、私学への対応というのは、しっかり取られているというふうに考えます。

ただ、やはり、よその地域に進学を求めて高校のときから出ていってしまうという事実もちろんあるわけですね、今、実は、うちに、インターン生3人、札幌の大学生ですけども来ております。

そのうちの1人がですね、昨年ずっとオンライン授業があって、それがリアルな授業に変わったときにですね、授業ってこんなに楽しかったんだっていうのを実感したそうです。

つまり、インターネットで幾らすばらしい講義が受けられたとしても、それが、僕は、リアルな進学塾だとか、その人の進み方というよりも学力に合わせたどっから学びを始めるかというところにはなかなか対応はできないな。

そうしたときに、そうした学習塾、これ、町の新しいコミュニティにもなっていくと。ということで、非常にその可能性を秘めた取組であるなど。

それは、もう今は、足寄町ですとか島根県の海士町ですとか、そういったことへの取組からも明らかかなわけですよ。

そうしたことをこれから真剣に取り組んで考えていったらどうか。

検討というのは、なかなか前向きなのか後ろ向きかよく分からない答弁でありますので、もう少し積極的にそういうことを考えていくということも必要なんじゃないかと思つて、町長いかがですか。

ちょっと何か、ぜひ、ぜひ御答弁いただきたいと思います。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 木嶋議員はじめとして、足寄高校の状況、研修に行ったということとは聞いております。

うちも、高校生をどうやって確保するかということについては、ほかでは取り組んでいないようないろいろな取組もしていると。

ほかの自治体の取組を全てやっていくというのは、なかなか財政的にも厳しいものがあるので、「検討する」って言おうと思ったんだけど、「検討する」と先に言われたんで。

確かに「検討する」というのは、前向きか後ろ向きか分からない話です。

ただ、きちっと連携しながら、どういった形でできるだけ地元の高校に入ってもらえるのかと。

それはまた、教育委員会の所管ではないですけども、高校ともしっかり連携していかなきゃならないと思うんで、三つどもえで取り組んでいかなきゃならないと。

木嶋議員から与えられた課題については、この三つどもえでしっかり議論していきたいと、そう思っております。

また、子供たちも、そういう塾が必要だというような話があれば、それはできるだけ子供たちの気持ちにも沿っていききたいというふうに考えております。

御理解ください。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

SDG s の推進について伺ひます。

町のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標にSDG s の考え方が反映されたものである旨の記載がありますが、具体的な関連づけの表現がないことは、以前、総合戦略の説明を受けた別の会議の場で指摘した部分であります。

SDGsの推進への取組みは、町の成長戦略を広く町民に周知し、まちづくりの当事者である意識の醸成と主体者それぞれの役割を明確にして、協働によるまちづくりを加速するものであります。

町は、SDGsの17の目標に対して、取り組むべき施策や事業の関連性をもっと分かりやすく表現し町民に示すべきと考えます。

いかがでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

持続可能な開発目標であるSDGsは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

これらの目標は、各国政府による取組だけでは達成が困難であることから、企業や地方自治体、市民社会、そして一人一人に至るまで、全ての人の行動が求められている点が大きな特徴といえます。

SDGsの推進は、その一つ一つが地方創生に資するものであり、その達成に向けた取組を総体的に推進することは重要だと認識しております。

本町が取り組んでいる各種施策について、SDGsの推進に寄与しないものはないと考えており、このことから、令和元年度に策定した「第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」には、個別の基本目標の前の導入部において、SDGsの達成に向けた取組の要素が反映されている旨を記載しているところです。

「SDGsの目標と事業の関連性をもっと分かりやすく表現しては」との御質問ですが、今後、総合戦略の基本目標に掲げた事業の評価を進める中で、協議、検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 町の取組方、今後の取組方についてもですね、一定の理解をすることはできます。

ちょっと聞きます。

町長は、行政執行方針の中で、SDGsという言葉は一言も触れなかったんですけど、これは、あえて触れなくても全体がそこにかかっているんだってところであるのかなとは推測できるんですが、やはり、分かりやすく表現すること、町民誰でも分かるように説明することは必要んじゃないかなというふうに考えますが、なぜそうされたのか。

その見解を伺いたいと思います。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） はい。

木嶋議員おっしゃるとおり、私は、SDGsの会合なんかにも何度か出席しておりますし、その内容についても把握しております。

17の目標のうち、なかなか別海町として取り組めない課題もありますね。

ただ、一遍に全部やるのはなかなか難しいので、私は、行政執行方針で言ったように、

環境とか、それから子育て、そういったものや、やっぱり集中的にうちのまちづくりのためには取り組むことが必要なことだというふうに考えておりますので、SDGsって、こう言葉で表すのではなくて、自分の町は、その中で、この目標とこの目標についてしっかり取り組んでくですよと、その重点課題として申し上げたんで、気持ちの中には、SDGsの各目標について必要だということも理解しているつもりでありますけども、言葉としては出さなかったんですけども、考え方としては、今言ったように、やはりうちの町として今重点的に取り組まなきゃなら課題はあるということで、それを行政執行方針の中で述べたということです。

決してSDGsを無視するという気持ちではありませんので、御理解ください。

以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

それであればですね、ぜひ分かるように、SDGs、こういうマークもありますよね。

マークもありますし、それから17のターゲットのアイコンもあり、ゴールのターゲットのアイコンもありますし、そういうのをうまく、ただで使えるものですからね、それを使うことで、どこがそこに関わって、その事業には何が関わっているか、どんな事業がつながらなきゃいけないとかっていうことは、よく理解できるようになるんです。

私たちは、やっぱりそれを初め見たときに、なかなかそれが理解できなかったんですけど、それをじっくり並べていったらよく分かり、そこのやっぱり連携と協働というのをはっきりさせるために、ぜひ、これを進めていく、分かるように見えるようにしていくってことは大切なことというふうに思いますので、町長の思いがあるわけですから、ぜひそれを進めて行っていただきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で7番木嶋悦寛議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日も、午前10時から一般質問を行いますので、御参集願います。

皆さん、大変御苦労さまでした。

議員の皆さんに連絡いたします。

この後、3時15分から全員協議会を開催いたしますので、委員会室にお集まりください。

散会 午後 2時56分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員